

平成29年第1回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成29年3月14日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	3月14日午前9時0分宣告（第3日）	
出 席 議 員	1 番 山 本 隆 史 3 番 井 戸 太 郎 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 高 幣 幸 生 1 1 番 下 中 一 郎	2 番 城 内 敏 之 4 番 森 田 勝 6 番 植 田 い ず み 8 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事 理事（政策推進課長） 理事（総務防災課長） 理事（教育委員会総務課長） 理事（上下水道課長） 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 政 策 推 進 課 参 事 総 務 防 災 課 参 事 住 民 生 活 課 参 事 都 市 建 設 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 政 策 推 進 課 主 幹 総 務 防 災 課 主 幹 総 務 防 災 課 主 幹	岩 崎 万 勉 中 島 伊 三 郎 岡 弘 明 瓜 生 浩 章 岡 田 守 男 大 浦 孝 夫 経 堂 裕 士 西 本 勉 島 野 千 洋 西 脇 洋 貴 中 村 九 啓 辰 巳 育 弘 今 田 良 弘 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 巳 波 規 秀 橋 本 雅 至 森 田 弘 行 大 辻 孝 司 松 村 嘉 容 福 井 伸 幸 川 西 貴 通 岡 田 康 裕

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>税 務 課 主 幹 住 民 生 活 課 主 幹 健 康 保 険 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 都 市 建 設 課 主 幹 都 市 建 設 課 主 幹</p>	<p>藤 本 佳 利 浅 井 利 育 南 佳 子 川 端 康 嗣 松 本 光 弘 浦 井 久 嘉 竹 吉 一 人</p>
<p>本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 主 幹 主 任</p>	<p>上 田 昌 弘 高 橋 恭 世 竹 村 恵</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

平成 2 9 年 第 1 回 (3 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

平成 2 9 年 3 月 1 4 日 (火)

午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
1	3 番	井戸 太郎	1 駅前文化ホール新設に関しては、住民投票、もしくは大規模アンケート調査の実施を 2 保育士募集の切り札、面接に数千円の支給を、緊急時には就職祝い一時金を
2	4 番	森田 勝	1 未利用町有地は売却を 2 駅周事業の町への貢献度の検証を 3 町地域振興センターは事業の見直しを
3	5 番	稲月 敏子	1 「産休明け保育」実施の検討を 2 廃棄物減量化に対して本気の取り組みを
4	1 2 番	馬本 隆夫	1 リサイクルセンターの移転について 2 平群駅周辺に町営のコインパーキング設置を 3 町発注建設工事について地元業者育成を 4 公共交通空白地域の解消について
5	6 番	植田 いずみ	1 就学援助の入学準備金拡充と入学前支給を 2 子どもの眼の健康を守る体制を
6	2 番	城内 敏之	1 介護保険について

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成29年平群町議会第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は10名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から6番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず、発言番号1番、議席番号3番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○3 番

おはようございます。きょうはホワイトデーですけども、いいことがありますように、よろしくお願ひします。では、通告に基づきまして、大きく2点について質問させていただきます。

大きく一つ目、駅前文化ホール新設に関しては、住民投票、もしくは大規模アンケート調査の実施を。

駅前文化ホール新設について、この3月議会において設計の予算が計上されました。まさに建設の第一歩であると言えます。しかし、初めの一歩と同時に引き返せない一歩とも言えます。問題は建設費用です。昨年12月議会にも平群町の財政について質問させていただきました。現在、約136億円の借金を抱える平群町にとって、3年後以降に借金返済の山場が訪れ、非常に厳しい状況です。しかし、さらにこの上、駅前文化ホール建設をすることで、推定約150から155億円という平群史上、類を見ない額に膨れ上がり、同時に毎年の返済が約12億円規模を超え、返済が滞る危険性まであります。まさに経営破綻、デフォルトになりかねないわけです。

これまで建設について借りることしか議論されず、一番重要な返済することについて議論されていません。返済方法を具体的にできないぐらい深刻な状況であります。実際に返済となると、想像を絶する行政サービスの切り捨てを行わなければならないとなります。住民の方々は、このような現状を把握せずに建

設を見守っています。私の聞き取り調査によると、借金をきちんと返済するのが常識ではないかという意見が多数でした。今のまま建設のデメリットをうやむやにしたまま進めていけば、3年後以降に泣くのは住民の方々であります。全ての情報を開示した上で住民の方々の理解を得て、建設を進めるべきであると考えます。そのためにはメリットだけでなく、デメリットを含めた情報を開示し、その上で住民の意向がわかる住民投票もしくは大規模アンケートの実施をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

大きく二つ目であります。保育士募集の切り札、面接時に数千円の支給を、緊急時には就職祝い一時金を。

全国的に保育士の確保が喫緊の課題となっています。保育士の免許状所有者の数は多いものの、業界の待遇の悪さ、労働環境の悪さから保育士以外の職種につく方が多いと聞いています。実際、私の知っている保育士、幼稚園教諭免許保持者のほとんどがその職についていません。

そこで、この平群町も人材確保に苦勞しています。財政上の問題から臨時職員しか雇うことができず、待遇面でも厳しい状況であると言えます。具体的には、経験加算、年齢加算なし、昇給なしの月給16万円でした。ここ数年、他市町村よりもいい人材を確保するため、月給を少しずつ上げ、今では16万5,000円程度にしています。ちなみに、近隣町である三郷町も人材確保のため臨時職員給与を17万円に上げています。いつの間にか逆転されていたわけです。

さて、平群町の具体的な問題として特に深刻なのは、年度途中の人材確保です。産前産後休暇、育児休暇、病気休暇などの休職に加え、年度途中の入園希望者に対応するためです。昨年、ことしと夏を過ぎたあたりから施設の許容範囲内であるのかかわらず、保育士の不足により待機児童が生まれることになりました。そこで、待機児童解消はまさに子育て支援、人口施策のかなめで重要であります。年度途中の待機児童を解消するため、一刻も早く人材確保をする方法の一つとして、次の二つを提案したいと思います。

一つ目、面接初回に限り、一定の金額を支給する。面接の謝礼金といいますか、そういうものを支給するというものです。二つ目、就職することになれば、就職祝い一時金の支給をする。臨時職員全員の月額給を上げることは財政上の負担が大きく厳しいため、あくまでも臨時的措置として緊急時の期間の採用にのみ適用することで、少ない支出でより速やかに人材確保できるようになると考えます。いかがでしょうか。

大きく2点です。よろしくお願ひいたします。

○議 長

政策推進課参事。

○政策推進課参事

それでは、私のほうから井戸議員ご質問の（仮称）文化センター・図書館建設に関して、住民投票もしくは大規模アンケート調査の実施についてお答えさせていただきます。

まず、アンケート調査の件ですが、近年のまちづくりアンケート調査の実績としましては、一つ、平成29年から23年3月に平群町の窓口での転入・転出者を対象にいたしました「平群町魅力あるまちづくりアンケート調査」、二つ目としまして、平成23年10月から実施しました「第5次総合計画策定のアンケート調査」、三つ目、平成25年1月から8月にかけて実施しております「公共施設の利用状況と今後のあり方に関するアンケート調査」、四つ目が、平成27年7月から8月にかけて実施しております「平群町人口ビジョン総合戦略策定のための住民アンケート調査」等々を実施してございます。

そこで、主な質問、回答を御紹介させていただきますと、一つは「今後どのような公共施設が平群町に必要だと思いますか」という設問に対しまして、答えの多かった順番から申し上げますと「図書館」、次いで「公民館ホール」「文化ホール」「コミュニティー施設」の順となっております。続いての設問ですけれども、「平群駅前にあるとよいと考える機能については何か」という設問に対しましては、「町役場」「駐車場」「図書館」「町民ホール」「保育所・託児所」の順となっております。三つ目、「これからの公共施設のあり方を考える上で大切だと思うことは」という設問でございまして、けれども、「利用者の少ない公共施設は統廃合を進めて施設を減らし、町財政への費用負担軽減を図る」とする回答が全体の4割を占めてございます。次いで、「利便性の高い施設に機能を集めて複合化し、行政サービスを効率化する」との回答が全体の3割、「公共施設を個々に建てかえたり、新規整備を進めることで町の活性化を図る」とする回答は全体の1割にとどまっております。そういうことで、総体的には施設の機能集約、複合化による行政サービスの効率化の支持がされている状況がうかがえるものでございます。

（仮称）文化センター・図書館建設に関しましては、これまでの住民説明会開催の中でも財政状況を含めた説明を行い、また近年のアンケート調査結果でも、公共施設は図書館が圧倒的多数の住民から必要な施設として挙げられており、そのほかには多目的ホールを含む公民館、大規模な文化ホールが求められているとのことであり、改めてアンケート調査実施の予定や住民投票実施の考えはございません。

なお、建設に関しましては、交付金、起債とは別に一定の一般財源が必要で

ございます。また、建設による負債発行後は、平成34年度以降、本格的な償還が始まり、その償還財源の確保が課題でございまして、議員御心配のとおり、引き続き厳しい財政見込みであることは間違いございません。ただ、いずれにしましても、平群町の公共施設の老朽化対策とあわせて平群駅周辺の活力とにぎわい創出に向け、(仮称)文化センター・図書館建設に取り組んでまいりますのでございます。

以上でございます。

○議 長

井戸君。

○3 番

数々のアンケートを行っているということで、今後するつもりはないという答弁だったと思うんですけども、私も文化ホール自身はつくってほしいという思いはすごくあるんですけども、ただ皆さんの今の回答を聞いていますと、そういうのをつくってほしいという意見が出ているということは、もちろん理解できます。

ただ、問題は持っている情報ですね。住民さんってなかなか、私たちもそうですけど、よっぽど踏み入れて勉強しないと情報が入ってこないというか、計算できないという状況ですので、ぱんとわかるように住民さんにもメリットとデメリットを実際に提示した上でどうでしょうかというアンケートなりとればですね、本当のいろんなデータが出てくるのではないかと思うわけですね。それら、やるからにはメリットをいろいろ強調するわけですけども、例えばですけど、私が聞いていまして、他の市町村でも困ってられるのは建設費が実際高騰していると。1割から2割上がっている状況のときに建設をするのかということですね。新聞でも話題になっていましたけども、岩手県ですかね、つい先日ですけども、入札する業者がいないと。要は、震災復興とオリンピックですよ。このオリンピックがあることによって、より多く大体1割から2割高く落札が上がっていると。今までは七十数%で落札されていたものが九十数%に上がっていると。岩手県では20%近く上がっていると。うちでいうと20億、30億のものでしたら、三、四億、5億変わってくるわけで、そういうことで待てば変わるかも。オリンピックが終わればちょっと落ちつくのかなという気もします。これはわからないですけどね、実際、震災の復興がありますので。だから、そういう問題であるとか、特に住民さんなんかでもそうなんですけども、後々がどうなるかを知らないというのが大きいと思うんです。

特に借金とかローンについては、結構住民さんも心配しておられてですね、

つい先日、平群町の今の負債、公債の地方債残高についてのツイートをしたわけですね。すると、私もびっくりしたんですけども、大体私のツイッターのフォロワーといますか、見てくださっている人はすごく若い世代といますか、大体高校生、大学生、社会人が多いんですけども、私史上最高のリツイートとかを記録しまして、延べ人数が大体1万6,000人の方が、延べでするので実際は数千人かもしれないですけど、平群町の財政赤字がこんだけあることに対してすごく心配をされているわけですね。そんだけお金に関しては興味といますか、ちょっと危機感を持って住民の方も見ているという現状がございました。

私がこういう一般質問をしましたのは、一番怖いのは私自身、無駄を省くと言っただけでまいりました。これは議員になって、当初から6年以上前のことなんですけども言ってきたんです。もし例えば建設となればですね、無駄を省くだけでは足りない状況になるというのが実際わかっています。年間に3億、4億、私も一般質問をさせていただきましたが、無駄を省くだけでは限界なので、今まで大事であった、当たり前であったサービスすら削らなくならざるを得ないということなんです。

そうなってくるとですね、今つくりましたアンケート調査では、実際メリットは、もちろん駅周の解決であるとか古い公共施設を直すとかいろいろな部分があるんですけど、メリットだけじゃなくデメリットをしないと後で削られる分、そういうのが後になってから住民さんの中でこんなはずはなかったとか、そういう苦情ですね、何で最初に言ってくれなかったのとか、そういうのがすごく心配なんです。ですから、きちり本当に重要な、もちろんメリットも伝えて、デメリットも伝えてアンケートなり、住民投票というたら、ちょっと大きくなるんですけども、そういうものをして住民さんの意向を伺うというのも一つの案と僕は思うんです。その辺を踏まえて、後々のトラブル防止とかデメリット、そういう情報公開を含めて当局としてはどういうお考えなのか、お願いします。

○議長

政策推進課参事。

○政策推進課参事

ただいま井戸議員のほうから町財政の現状について、大変御心配していただいております。特に地方債残高、公債費につきましては、主要な財政指標というものがあありますけども、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率にあらわれておりますとおり、大変厳しい状況であることは十分承知しているところでございます。

それで、議員質問の中でメリット、デメリットも含めた開示をとということでの御質問でございますけども、メリットについては、さきの全員協議会等々で答弁申し上げているところでございますけども、整備によるデメリットというような話になるんですけども、デメリットということではないですけども、町財政への影響としましては、建設に係る一般財源相当分の収支が悪くなると。そのことは将来負担の増につながるということで、十分承知しているところでございます。

住民の皆様への説明責任の観点ということで御説明をさせていただきますと、住民の皆様への説明については、平成19年度から毎年開催しております住民説明会の中で順に追ってまいりますと、町有施設の統廃合の検討、図書館併設文化センターの整備構想、さらには平群駅前における文化センター・図書館の建設に向けての検討というふうに、順次発展をさせながら説明をさせていただいております。もちろん財政状況についても、決算状況とあわせて最新のシミュレーションを示しての説明として、行政といたしましては説明責任を果たしながら建設に取り組んでいるものと理解してございます。

全ての住民の皆様が図書館・文化センターについて、100%の方が賛成というふうには我々としてももちろん考えてございません。ただ、中央公民館、人権交流センター、役場もそうですけども、耐震化もされていない、そういうような現状の中で、また地方債、公共施設の老朽化対策に係る地方財政措置というものも期限がございますので、そういったことも総合的に考えまして、我々としては文化センター・図書館に取り組んでまいると考えてございます。

○議 長

井戸君。

○3 番

特に若い方々だけじゃないですね、ただ私自身もデメリットと言われても、具体的に何を削るのかという、まだ町としてもそういう指し示しもないですし、議員としても判断がすごく難しいところはあるんです。住民の方だと、どれぐらいの意向を持っておられるのかも実際わからず、将来への不安はたくさんあるということで、本当に一刻も早く情報公開もしくは統廃合するのなら、どれを統廃合するのか。今回出ているのは公民館関連ですけども、財政全体を踏まえた統廃合を含めて、町長がおっしゃられました新財政計画ですね、まだこれからだとは思いますが、それも踏まえてですね、ぜひきちんとした形で住民の方にもお知らせしていただきたいと思います。この件については結構です。

次をお願いします。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、2点目の保育士募集の切り札、面接に数千円の支給を、緊急時には就職祝い金一時金をについてお答えをいたします。

議員御質問のとおり、全国的に保育士の確保が厳しい状況でございます。保育サービスを充実するためには、マンパワーが必要となります。本町の場合は、保育士と幼稚園教諭免許を持った保育教諭として採用を行っておりますが、本町につきましても例外ではなく、特に臨時職員の確保につきましても、大変苦慮しているところでございます。

原因の一つとしてですね、議員お述べのとおり、労働実態に見合わない賃金体系があると言われております。本町の場合は、臨時職員の賃金を毎年人事院勧告の改正、あるいは他の自治体の賃金実態及び財政状況等も総合的に検討した上で、毎年改正を少しでありますが行っております。しかし、本町よりも高い賃金水準を設定されている自治体があるのも事実であります。これを上回る賃金の設定は厳しいものがございまして、保育教諭確保は厳しい状況にあるということは、先ほども申しましたとおりでございます。

この解決策の一つとして、平成29年度からですね、保育教諭の中でも主担任を持つ、いわゆる臨時職員の保育教諭の賃金を他の保育教諭とは別に1万2,000円程度金額を引き上げております。現行16万6,700円でございますが、それを17万8,800円まで主担任を持つ保育教諭の賃金をこの4月から改正するというところで、規則の改正も行ったところであります。そういう改正を行い、臨時職員の保育教諭を少しでも確保しやすいように対応しておりますところでございます。

議員から提案があります、面接で来庁いただいた方の一時金の支給及び採用となった場合の祝い金を緊急の場合等に限り支給することにつきましては、民間企業においても支給されているということで、ハローワークを通じて実態も含めて聴取をしておるところでございます。今後、臨時職員の確保につきましては労働実態を精査し、他の自治体の状況、あるいは財政状況もございしますが、さらに議員提案の採用方法につきましても参考として、人材確保に努力してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

井戸君。

○3 番

参考にということで、本当ね、前向きに検討していただきたいと思います。ちょっと先ほどの補足で大体ですけども、ほかの企業でもやっぺいらっしゃるんですけども、私が提案した一つ目の面接に一定の金額というのは、大体数千円、1,000円から3,000円ぐらい、5,000円のところもありますけども、大体面接時間の時給に交通費を足したぐらいの金額ですね。それをお支払いしましょうという発想ですね。それでより多くの方に来やすく、とにかく面接の数が多くないと話にならないですから、そういう意味で必要だということですよ。

二つ目の就職一次祝い金ということなんですけども、先ほど主担任が1万2,000円と、今は一気に大幅にアップしたわけで、これ、三郷町も上回るという17万8,800円ですか。これはかなり一気に上がるわけで、これはすごく大いに宣伝していただきたいわけです。私も2番目に言うのは、具体的に言いますと、例えば4月、5月、6月あたりに人が足りなくなってきたと。これはちょっと募集をかけなければいけないとなると、やっぱり1カ月、2カ月かかります。ですと夏ぐらいまでで、一、二カ月でまだ人が全然来ないといったときのみですけども、緊急的措置として、この一、二カ月以内に採用できた方には数万円程度、例えば5万円とすれば、任期までで5万円と判断すれば、月1万円弱上がることになります。となると、主担任は抜いてですけど、主担任でない方でも16万5,000円から17万4,000円ぐらいになるので、三郷町よりちょっとは上回るかなと。あと、広告効果ですね、1回募集するのに5万円ぐらいで今は済みますか、かかるので3回募集しても15万円かかります。そう考えると少しでも早く、それからコストの削減まで行かないまでも早くできるかなということで、5万円程度であれば町としても負担が少ないだろうということですよ。そういう意図で話をさせていただきました。これ自身もね、早急に確保していただくというのは言えないので、あくまでも苦肉の策でございます。

ほかにちょっと参考にしたいのは、トヨタ自動車とかも実施すると言うてんですけど、女性の登用に必要とされる条件としては、やっぱり必要なのは子どもの面倒を見る、世話をするという場所なんですね。ですから、トヨタ自動車は女性を確保するために自分のところで保育園をつくと。ほかの職種を見ましても、子どもを預けられますよというのは全面に出しておられる企業さんもたくさんあります。特に珍しいわけではないんですけども、私も住民さんにもふと言われたんですけども、やっぱりそこに来る保育士さんだったり、今回は保育士ですけども、一般職員さんだったりするのに、人員分の子どもさん分をあらかじめこども園で確保することで、そういううたい文句、

いざとなったときにすぐにでも預けられますよという場所をつくるのが町もできるのではないかと思います。これはあくまでも施設の余裕があればですけどね。そういうわけで、こういうこともいろいろ参考にさせていただいていいと思います。

再質問としまして最後にお聞きしたいんですけれども、こども園担当である教育委員会総務課長の西本課長さんと、人事担当の総務防災課長の経堂課長さんと、収入の元締めであります税務課の西脇課長のお三方にお聞きしたいんですけれども、これは人員募集ですけども、この平群町にとってどのような人材が必要か、どのような人物が必要なのか、その思いを経験上でもいいですし、あればその思いを、お考えを聞かせてください。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

本町にとって人材確保というのは、どこの町でも一緒でありますように、やはり地域で働いていただくわけですから、地域を愛して平群をよくしてもらっている、あるいは一生懸命に何事にも信念を持って業務をしていただける、そういったすばらしい人材を常に求めておりますが、なかなか人によっては、人材によってはいろいろな考え方もおられますが、本町にとっては、一番はやはり平群で働きたいと、そういった人材を確保することが平群にとっても発展につながっていくんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後そういう気持ちでですね、人材確保に努めていきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

どのような人物がとか、どのような人材がという再質問でした。私が心がけていると思っておりますのは、ありふれたこととしましては、やっぱり元気で明るく誠実な方ということをおもっていますけども、それに加えて単に与えられたことを無難にこなすということだけでなく、先ほど経堂課長のほうからもありましたけども、地域を愛して想像力を持ってチャレンジをしていく、そういう勇気と行動力を持った、そういった人物がこれからの平群町には必要かなというふうに思っています。

○議 長

税務課長。

○税務課長

今の保育士にかかわる質問通告のため、税務課からの見解につきましては発言を控えさせていただきます。

○議長

井戸君。

○3番

ありがとうございます。私もいろいろこういう地域を愛する信念、それから明るくチャレンジのある方々が来るように望んでおります。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

ここで説明委員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号2番、議席番号4番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○4番

皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり、今回は未利用町有地、遊休地の売却、駅周事業による町への貢献度の検証、町地域振興センターの見直しの3点を質問いたします。町長を初め、職員各位には議論を深めるため、答弁は簡潔にお願いしまして、質問に入ります。

まず最初は、未利用町有地、遊休地の売却についてであります。

町土地開発公社は、町の要請で事業用地を先行する目的で、経済が右上がりの時代に設立され、町の別組織であることから事業化の見込みのない土地まで取得するなど、平群町だけでなく多くの自治体で同様の問題になっております。このことから、町は平成17年、土地開発公社の健全化計画を策定し、翌年から事業化、民間売却に努め、平成20年には駅周事業用地、平成21年には同和対策事業用地、環境改善事業用地、総合スポーツセンター隣接地を、平成24年には公園墓地用地など残りの土地を第三セクター債、用地先行取得債で土地開発公社から買い戻し、土地開発公社を解散させました。そのうち駅周区域の土地は、町の換地の減歩対象に、総合スポーツセンター隣接地は防災拠点に、下垣内の土地は町シルバー人材センターの移転先に、また椿井の2件は売却しましたが、一向に利活用、売却が進まないのはまことに残念であります。しかし、買い戻した土地の多くは、都市計画法で開発を抑制する開発調整区域に立地していることから、売却の難易度が高いことは理解できますが、多くの土地は議会に民間売却と方針を示しながら、なぜ売却を積極的に進めないのでしょうか。町が土地開発公社から買い戻したことで、町財政そのものを逼迫させて

いることは皆様も御存じのことだと思います。逆に所有の実態が住民、議会に見えていないことも事実であります。

そこで、土地開発公社から買い戻した土地について、3点、質問いたします。

1点目は、所有の実態のことですが、さきの予算審議の資料によりますと、市街化区域に6,600平米、鑑定価格で約2億4,500万、市街化調整区域に2万8,600平米、約3億5,800万円、計3万5,200平米、1万600坪で、鑑定価格は約6億円になっております。平群町の財政を考えた場合、6億円もあれば小中学校のトイレの洋式化、エアコンの設置、清掃センターの低濃度焼却灰の処分などにも使えるわけでございます。ついては、買い戻した土地は普通財産ですか。また、町として活用しなくても、若井の土地は業者が資機材置き場として使っております。それも無償で、ただで30年以上も貸しているわけでございまして、このことは議会でも問題になり、契約書を取り交わせたようであります。ただで借りている業者と借りていない業者が入札で同じ土俵で戦うのもおかしい話でございます。その辺のところを今後どのようにされようとしているのでしょうか。

2点目は、利活用計画売却の進度、進捗のことです。現在、買い戻した土地は、町として利活用の見込みの少ない土地だと思います。利活用、売却の見通しはどのようになっておりますか。

3点目は、土地にかかる維持管理コストのことです。土地を所有するということは、草刈り、見回りなどの維持管理コストがかかるわけですが、年間の維持コストは幾らかかっているのでしょうか。あわせて、公社から買い戻した土地以外に、旧西小学校、南保育園は使われなくなっておりますが、利活用計画が進んでいますか。また、新たに使われなくなった施設、土地はありませんか。

次は、駅周事業による町への貢献度の検証についてです。

駅周事業は、紆余曲折がありました。当初の行政施工、町施工から町が全面的に支援する形で、地権者で構成する組合施工で平成18年12月5日、県の事業認可、組合設立認可を受け、同年12月24日、正式に土地区画整理組合が設立しました。総事業費は75億5,000万、平成29年度末の完成で事業が正式にスタートしました。その後、町は住民説明会を開き、また町広報紙でたびたび掲載し、駅周事業によって住民の利便性が図れ、平群町の活性化につながり、また人口がふえ町税収がふえる、夢ある事業だと住民に理解と協力も求めたわけでありました。しかし、完成まであと1年の区域を見渡すと、町が当初示した完成イメージ図では立派な建物が立ち並んでおり、住民は大いに期待したのですが、駅改札口を出ると住宅が建っており、区域内には住宅がぼつぼつ建つ程度で駐車場空地や幅員19メートルのかい町道が目立ち、当

初計画と乖離しており、絵そらごとに見えるのは私だけでしょうか。住民の方からは、議員は何をしているのだとお叱りを受けるわけですが、私が議員になって以来、駅周事業の問題点をたびたび指摘してまいりましたが、その指摘が生かされていないことは、まことに残念であります。そこで、完成の平成30年、来年の3月まであと1年であることから、駅周事業による町への貢献度について、3点、質問いたします。

1点目は、総事業費のことでございますが、総事業費が膨らんでいるという報告は受けておりますが、現時点の総事業費と財源内訳、交付税措置はどのようなになっておりますか。

2点目は、まちづくり活性化の貢献度のことです。

一つ目は、区域内のまちづくり活性化で、組合や町が主催で進めている町道駅前線、駅前広場、バス停や公園などの具体的計画はどのように進んでおりますでしょうか。また、地権者が主体で進めていただかないといけない事務所とか店舗、マンションの具体的な計画は御存じでしょうか。

二つ目は、区域外のまちづくり活性化で、町が主体で進めている町道平群駅前線東側の拡幅、近鉄踏切の拡幅改良、町道平群西線の暫定道路の建設、町道東吉新・下垣内138号線の改良、平群交番の交差点の改良、国道168号線森脇橋までの歩道設置、駐輪場の改修などの具体的な計画はありますのでしょうか。また、近鉄が主体で進めていただく必要があります駅周の改修、タクシー待避場の移転はいかがなっておりますか。

3点目は、町税収の貢献のことです。平成21年5月の駅周事業の住民説明会の資料によりますと、平成32年までの区域内人口は328人、駅勢圏区域外は170人増加、また平成37年度までに区域内人口は累計で819人、平成40年までに駅勢圏区域外人口は累計で613人増加見込みとなっております。社会情勢が変わったとはいえ、現状を見る限り、到底人口はふえていないと思いますが、この数字は全く不可能な数字に私には思えます。そして、完成時の平成30年の税収効果は追加住民税で1,554万3,000円、普通交付税で113万7,000円、建物の固定資産税1,660万2,000円、土地の固定資産税が154万1,000円、たばこ税93万5,000円、軽自動車税38万9,000円、計3,614万6,000円となっております。その積算根拠といいますか、どのように算出されたのでしょうか。また、今後の見通しはいかがなっておりますか。

最後は、町地域振興センターの事業見直しについてであります。

町地域振興センターは、平成5年、住民の健康増進及び地域文化の向上並びに農業の健全な発展や地域支援の合理的な利用を通じて、地域の振興に貢献す

ることを目的に、町が基金1億円を拠出して財団法人平群町地域振興センターが設立されました。その後、法律が改正され、財団法人から一般財団法人か公益財団法人のどちらかに移行が求められ、町地域振興センターは奈良県から公益性、非営利性の事業を行っていると認められ、平成24年4月、公益財団法人に移行しました。この公益財団法人の移行によりまして、寄附金控除、税制などの優遇措置を受けられる反面、事業活動の制約、剰余金が分配できない、役員、財産の制約、会計処理や内部統制に関する事業のコストがかかるなど、デメリットもあるようであります。町地域振興センター設立以来、道の駅くまがしステーション、総合スポーツセンター、中央公園、北公園の管理業務を町から受託していますが、一部は設立目的に合致しないと私には思えるわけでございます。特に中央公園、北公園の委託業務は公益性があるのでしょうか。これらの事業は営利目的で、シルバー人材センターや業者で十分こなせるわけですから、地域振興センターはこれらの事業から撤退して、本来のくまがしステーションの業務受託や新たな農業振興、地域振興などの業務に特化すべきではないでしょうか。

なお、現在、町は地域振興センターに指定管理で業務委託している全ての業務を公募しているということは、ある意味、事業の公益性、非営利性がないというふうに認識しているように私には思えます。万が一、振興センターが町から業務受託ができなくなれば、経営が立ち行かなくなることになるのではないのでしょうか、どうでしょうか。

以上が私の一般質問です。簡潔、明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、森田議員の1点目でございます。未利用町有地の売却についての御質問に回答させていただきます。かなり多岐にわたった御質問でございますので、順次、御答弁申し上げます。

本町では、土地開発公社の経営健全化及び抜本的な問題解決のために、公社経営健全化計画を策定いたしました。それにより順次、公社の保有地の買い戻しを進め、平成24年度には土地開発公社そのものを解散するに至ったところでございます。特に議員お述べいただきましたように、平成20年、21年度には、用地先行取得債の弾力的な運用によりまして、駅周事業用地、同和対策事業用地、環境改善事業用地、総合スポーツセンター建設用地といった、中でも多額の簿価を占めておりました用地を買い戻しし、平成24年度には第三セクター等改革推進債、いわゆる三セク債と呼んでおるものがございますが、を

活用いたしました。そのうち用地先行取得債につきましては、平成27年度、28年度の総合スポーツセンターの防災拠点事業の事業化によりまして一定の整理ができました。残るは解散時に発行いたしました第三セクター債の償還を、その償還財源の確保に苦慮しながら、今は粛々と進めておるところでございます。

そこで、公社から買い戻しをいたしました、また解散により移管を受けました土地についての御質問でございますが、まず1点目の物件の市街化・市街化調整区域の別、規模等につきましては、さきの予算審査特別委員会の資料のほうで配付させていただきましたとおりでございます。ただし、鑑定評価を実施しております物件につきましては、解散時に代物弁済を受けた土地のみ、いわゆる第三セクター債の対象となっている土地が鑑定評価を実施しておるところでございます。平成21年度に用地先行取得債で買い戻しをいたしました同和対策事業、環境改善事業に係る物件につきましては、鑑定評価を今しておらないところでございます。

御質問の2点目でございます。利活用の計画、売却の進捗についてでございます。全ての用地を包含した利活用計画の策定には、現在のところ至っていないところでございます。その理由といたしまして、公社から引き継いだ土地の多くは、御質問いただきましたように、市街化調整区域の土地や地籍等が非常に混乱をしているものなど、売却や利活用のしがたい土地が多分にあるため、個々個々での対応となっているのが現状でございます。事業用地としての予定がなく、地積等が解消できた土地については随時、御承知のとおり、インターネット等の購買により売却をしていく方針でございます。今後も引き続き整理に努めてまいりたいと考えております。

3点目でございます。保有維持に関するコストについてでございます。それぞれの用地につきましては、担当職員によりまして草刈り等を直接実施しておりますので、年間の管理コストは人件費を除きましたら消耗品や燃料費、また一部外注等により、いわゆる委託というところでございますが、立ち木の伐採等が発生しておりますので、その費用といたしまして公社から管理を受けた土地、その他、町の普通財産を含めまして、年間で約50万程度の予算となっております。

次に、現在使っておらない施設の利活用でございます。まず、西小学校の利活用の件でございますが、平成26年3月の廃校以来、具体的な利活用案は今のところ決定しておりませんが、継続したお話として現在平群町が加工品の開発の官学協働事業でお世話になっております近畿大学農学部の御紹介で、廃校になりました校舎を利活用して事業展開を企画している企業との協議の場を持

たせていただいておりますのが現状でございます。産・官・学の連携も視野に研究をしていくものでございます。このことは12月議会でも御答弁、御説明申し上げたところでございます。

なお、近畿大学とは、本年1月17日に包括連携協定を締結させていただいております。このようなご縁を大切にしながら、今後、西小学校の利活用、産・官・学の協働事業は継続案件とするというところで共通の認識を持っておるところでございます。

続きまして、南保育園の利活用の件でございますが、こちらも西小学校同様、都市計画法上、市街化調整区域でございます。跡地利用につきましては、建物の用途変更や一定の規模以上の改修を行う場合は都計法並びに建築基準法などの法的な制約を受ける地域でございます。平成27年3月の反映以降、具体的な利活用案が決定しておりません。現時点では財政上、多額の投資は困難であるということから、現状のまま購入できないかも含め、既存建築物の再活用という手法で利活用の検討を進めてまいりましたが、そんな中でございますが、デザート等の加工販売をされている町内企業とお話をさせていただく機会があり、平成28年7月以降、意見交換等をするという形で協議を始め、現在は都市計画法、建築基準法の観点から県にも数回御相談をさせていただきまして、双方にとって有益な協議を進めているところでございます。

また、新たな遊休地となった土地というところでございますが、平成27年度に行政財産から普通財産に管理区分を変更いたしました。これも予算審査のときに一定、御説明申し上げました若葉台のゲートボール場跡地、いわゆる旧の保育園建設事業用地と呼ばれている物件でございます。これが新たな遊休地ということでございます。いずれにいたしましても、第三セクター債の償還が町財政の負担になっていることを踏まえまして、不用な土地につきましては、速やかに処分を進めるものと、そこは十分認識しておるところでございます。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

私が質問でですね、所有の実態は先ほども申し上げましたようにね、予算審議で資料をもろうておりましたから、その答弁じゃなくて、移ってきた財産が普通財産ですか、行政財産ですかと。で、若井の土地はどのようにするかということをお尋ねしているわけですから、それをちゃんと答えてくださいよ。だからだと答えずに、私は冒頭ですね、議論を深めるために簡潔にというお願いをしたわけですから、もう一度お答えください。

○議 長

それはそれとして、森田議員、2点目、3点目はどうですか。

○4 番

今、利活用の計画進捗がちょっと進んでいない。いろいろな状況はあるんですよ。これ、たびたびインターネットで購買にかけておられたというふうに私は記憶しているんですけどね、不調に終わっていると。鑑定価格が高いから売れないのでしょうかね。元山上の土地の売却の折は、町長は、以前は「鑑定は絶対だ」ということをおっしゃったと思うんですね。絶対であれば売れないとおかしいじゃないですか。

それと、第三セクター債、用地先行取得債の起債条件として、10年以内に事業化というのが、どちらかがあったと思うんですけども、そのことはどのように進めようとしているのか。

それと、維持管理コストでございますが、50万、大した金額じゃないと思うんです。一番高いのは人件費ですと、私もいつも言っておりますが、職員がやっているからってただじゃないんですよ。一番高いのは人件費です。だから、早く私は売却すべきじゃないかということをおっしゃっているんです。

それと、旧西小学校、南保育園の利活用計画ですけども、土地の協議会のめどはついているんでしょう。もっと早くスピードを持ってやってくださいよ。それと、これは財産区分は行政財産ですか、普通財産ですか。はっきりして、早く結論を出すべきだと思うんですけど、財産区分を教えてください。

それとですね、若葉台のゲートボール場のことで、先ほど課長から御説明がありました。以前ね、若葉台の方から元山上の売却の折、町のものであって、私たちの住民のものですと、勝手に売られては困りますよと。私らもあれを負担して土地を買ったのだからという話がありました。予算審議のときに申し上げましたが、本当に町が売ることには問題がないかということをお話ししていただきたいと思います。これは。後で問題になると困るので、全国的に事例がたくさんあると思いますので、これは一応予算のときにも申し上げましたが、私は住民の方からじかに聞いていますので、それは。

それとね、若井の若葉湯が廃止になっていきますね。あれはまだ普通財産ですか、行政財産ですか。使わなくなったら、早く地域の方の御理解をいただいて進めるべきだというふうに思いますが、その辺のこともお答えください。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

まず、何点か多岐にわたりまして再質問をいただきましたので、順次お答え

を申し上げます。

まず、全体的な財産区分の部分でございますが、基本的に三セク債で買い戻しをさせていただきました物件の財産区分につきましては、普通財産でございます。ただ、用地先行取得債で買い戻しました同対事業並びに環境改善事業用地につきましては、現在のところ、まだ普通財産にはしておらないというふうな措置になってございます。

次に、事業化の部分でございますが、10年以内に事業化という部分がありました。それにつきましては、基本的に用地先行取得債が10年以内に事業化というふうなハードルがございました。それにつきましては、総合スポーツセンターの緊急防災事業の事業化ということでしたので、一定の結論といえますか、処理はできておるところでございます。

次に、確かに土地全般の維持管理にかかわってございますが、直接的な費用については年間で50万程度というふうに申し上げました。ただ、そこでも人件費というのが一番高いものやという御指摘もいただいております。確かにそれはそのとおりやというふうに思っておりますが、ただ、公共財産を適切に管理するに当たっては、いろんなこともございますので、人的なケアというのにも必要な折でございますので、そういった人による管理というのにも一定は必要なかなというふうに思っております。

あと、南保育園、西小学校の財産区分でございますが、現在、利活用の計画は進めておるところでございますが、2施設とも、まだ今現在では行政財産ということで、普通財産には落としておらないというところでございます。

次に、若葉台の売却する土地の話でございます。これにつきましては、先般の予算審査特別委員会の折にも、またいろいろと本会議等でも御指摘を賜ったところでございます。経過につきましては、住民の方も含めて御承知賜っているところかと思えます。今後の進め方というところでございますが、基本的には幾ら町有地とはいえ、地元の自治会に対して何の連絡もなしにというものではないと思えますので、これにつきましては、予算審査のときに申し上げましたように、今までの経過も含めて今後の町の方針なんかもあわせまして、自治会にきちっと説明、報告をさせていただいた上で売却等の手続を進めてまいるといことで、地元自治会のほうにもその旨、連絡は申し上げているところでございますので、その辺につきましては丁寧な説明をしてまいるといところでございます。

以上でございます。

○議長

はい、町長。

○町 長

ちょっと補足でございますが、使われなくなった町有財産につきましては、有効活用、そして場合によっては売却という方法で、できるだけ町有の資産を減らしていくということが管理上でも非常に大切なことだと思っております。

御質問の中で、「鑑定は絶対だ」というふうに私が発言したと森田議員がおっしゃっておりますが、以前から、そして現在まで私は公有財産、町有財産を売却する場合は、やはり鑑定をしてその鑑定に依拠して公平、公正に売却するという立場からですね、鑑定が絶対だということは申しておりません。「鑑定に依拠するすることが正しい方法だ」という発言をこれまでもやっておりますので、「鑑定は絶対だ」というような発言はしておりませんので、その点は訂正をお願いしたいと思います。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

森田議員より資機材置き場の用地の関係での質問です。

都市建設課のほうで資機材置き場については担当しております。議員も御承知だと思いますけれども、小集落事業の中で事業協力という形で、地域性といえますか、建設関連事業者が非常に多うございました。そんな中で資機材置き場を整備していくという一定の方針のもとに事業を進めてきたわけですが、整備には現在時点も至っていないと。ただ、その中で一定、一部の事業者には使用を認めていたという経緯もあり、現在、使用貸借というような形で使用を結んでいるというところでございます。事業協力していただいた中で、小集落事業については完了を見ているという中で、今後について早急にといいますか、資機材置き場の用地につきましては、解決していかなければならない問題だということは重々認識しております。いつまでも無償がいいのかというような御指摘ではございますが、過去の経緯も踏まえながら、現在は事業者数も当時と比べてかなり減っております。社会情勢も変化しております。そういった中で、現在使用していただいている方の意向確認も含めながら、一定整理をつけていきたいというふうに考えており、進めているところでございます。一日も早くそういった解決をする中で、必要な用地、不要な用地というようなことを分けながら、用地の整理を図っていきたいというふうに考えているところです。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

森田議員からの共同浴場の件でございます。若葉湯でございます。普通財産になってございます。

○議 長

森田君。

○4 番

資機材置き場については、非常に難しい問題ですけどね、やはり住民の大切な財産ですので、一日も早く解決いただいて、場合によってはお買いいただくなどして、町内の業者ですからいろいろ貢献いただいていると思うんですけどもね、やはり公平性の観点からすると、お借りしている人とお借りしていない人というのは、やっぱり差が出てきますので、早急に解決していただきたい。

若葉湯、これ、なぜ潰して売却しないんですか。使う見込みもないんでしょう。だから廃止したんでしょう。これは答弁要りませんけども、片一方では公共施設の廃統合を言いながらですね、全く使われない、使える見込みのないものは早く整理すべきじゃないかなというふうに、これは申し上げておきます。

それとですね、町長から何か鑑定の話がありましたけどね、この間の森友学園の話も今出ておまして、鑑定額は10年やれば10年かかる。これは一般的な常識の話ですから、あえてそのことは申し上げませんが、10年以内に事業化しないとイケないんでしょう。用地先行取得債を発行したのについては、それは今、行政財産だというふうにおっしゃったんですけど、どのように進めようとしているのか、私には一向に見えない。議会にもほとんど説明が、その以降ない。これ以外に本当に使っていない施設とか土地はないんですか、本当に。その辺のことをもう少し詳しくお答えくれませんか、これ、どうやっていくんですか、10年、あと少しでしょう、計画してですね、これ、ペナルティーがあるんですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えをさせていただきます。

まず、用先債の部分でございますが、基本的に御承知のように用先債の会計自身は、平成25年度決算で閉鎖をしております。用先債というのは、あくまでつなぎ資金でございます。10年間の期間で事業化を目的とする一つのつなぎ資金の起債というふうな制度でございまして、その間に借り入れする、償還をするということで事業化できない土地につきましては、その間で償還をしておいたところでございます。その弾力的な運用の中で、同対事業用地であるとか環境改善事業用地につきましては、もう既に会計自身の償還でありま

すとか借り入れといった会計事務は全て終わっておりますので、用先債自身の事務としては、今現在のところ、会計上は済んでおるといところでございます。弾力的な運用という部分でございますので、この部分につきまして、残っている用地の処分云々という部分におけるペナルティーというのは基本的にはないというふうなことでございます。

ちょっとくどい話になりますが、その当時、25年に会計を閉鎖する前に残ってありました土地につきましては、先ほど申し上げたスポーツセンターの上でございます用地でございます。それにつきましては、緊急防災事業ということで今般整理をいたしましたので、あわせて用先債自身の整理ができたというふうなところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。10年以内に事業化しなければいけない、非常に悪いんですけど、調整区域にあたり難易度が高いのは十分理解しますが、県は開発調整区域の中にホテルを建てようとしていますので、やり方ではできないかと私は思うんですけども、なかなか売却できないということもわかるんですけどね。

私は以前、花の町平群をアピールするためにいろいろ提案もさせていただいたわけなんですけども、本当に使われなくなれば花をそこで栽培して、安価に住民におわけするとか、今新しい住宅を建てた方は本当に木を植えません。菊美台の新しい団地を見られたら、植木を置いている方はほとんどいてません。だから、そういう新しい住宅を建てた方に平群町の町の木を育ててプレゼントするとか、幾らでも知恵があるんじゃないかと。場合によっては、果実園をつくってですね、全国からオーナーを募り、収穫した果物をオーナーにお届けする。それが本当に土地が活かされるんじゃないかなと思います。町にも土地にも平群町のPRになるわけですけども、後ほど申し上げる実施部隊は地域振興センターとか、シルバー人材センターにお願いすれば、平群町も地域振興センターもシルバー人材センターも全て万々歳になるんじゃないですか。そんなことをやっぱり知恵を出さな、私はあかんのじゃないかなと思うんですよ。かたい頭になり過ぎているんじゃないかなと、失礼な言い方ですけども。

公共用地の売却については、地方自治法で適正な対価のない譲渡を禁じております。これは事実でございます。ただし、保有コストがかかっていることも事実です。私は早く現金化して民間企業でいうキャッシュフロー経営、計算があって、今、平群町は銭足らずの状態になっているんじゃないかなと思います。

だから、早く住民の理解を得て売却すべきだということをお願いしまして、次をお願いいたします。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

議員の御質問についてです。駅周辺整備事業の町への貢献度の検証についてをお答えさせていただきます。

まず、事業認可段階でお示しをさせていただいておりましたイメージ図でございますが、このイメージ図は当時に模索した将来の未来予想図的なイメージをあらわしたものでございまして、実際には地権者の土地利用をされる時期ですとか、地権者の方々の御意思に委ねられるものでもあるというところで御理解を賜りたいと存じます。

まず、1点目の計画段階、事業費の件でございます。事業費は総事業費、事業の開始段階ですね、75億5,000万、そのうち内訳としましては国庫、国費が27億3,325万、県費につきましては10億612万5,000円、町費は29億4,362万5,000円、その他財源としまして8億6,700万ということでございました。実績見込み、現時点の数字でございますが、これは昨年8月、駅周の特別委員会等でも御説明をさせていただきましたが、現在80億723万2,000円になっております。財源内訳につきましては、国費は34億1,634万9,000円、県費は9億3,511万、町費は29億5,977万4,000円、その他としまして6億9,599万9,000円ということで、計画段階と実際の見込みで全体としても増額は4億5,723万2,000円、そして国費は国のほうにもかなり要望いたしまして確保いたしておりますので、6億8,309万9,000円の国費の増ということになっております。県費のほうは約7,100万の減、そして町費のほうは1,614万9,000円の増ということで、その他については1億7,000万の減、トータルいたしますとそういう形になりますけれども、実態としては総事業費が4億5,700万程度増加をいたしました。国費部分で6億8,300万ほど確保いたしまして、町の財源、町の費用につきまして、これは起債見込みでございますが、ほぼ横ばい、現状維持ということで1,600万の増という状況になっております。

2点目の区域内の件でございます。もともと旧態依然とした狭隘な密集市街地で、床下浸水等の問題も多く抱えた地区が土地区画整理事業という事業手法によりまして、上下水、雨水排水、ガス等のインフラ整備の都市機能が充実しまして、都市計画道路や駅前広場、区画道路、公園など公共施設の整備改善、

宅地の利用増進が図られ、将来的に地権者の土地利用について、また町の将来の活性化に向けた都市基盤が整備されまして、面的事業の貢献度は非常に大きいというふうに認識をしております。

平成28年度は、主に平群駅前線、また役場南側の宅地整地、造成、そして街路築造工事を進めながら並行して、昨年4月から夏ごろ、9月ごろにかけて、吉新交差点、また駅前広場、そして西線付近の警察協議を行ってまいりましたが、特に駅前広場につきましては、ロータリーになることから、ロータリー内のバスや乗用車の動線、そしてまた北側に1号踏切がございますので、1号踏切との動線、そして各車両乗降バースなどの協議を進め、その警察協議に沿いまして、今後は駅前広場の上下水、防火水槽、歩道、電気等の工事を順次進める予定でございます。また、公園等は整地工事を行い、適宜遊具等の配置を行う予定であります。

そして、御質問であります商店の出店等でございますが、企業訪問を行いながらですね、また奈良県内の商業店舗誘致を専門に取り扱う不動産業者、また金融機関や不動産鑑定士協会と連携を図りながら取り組みを行っておりますが、出店希望が出ては消えの状態でございますが、今後も精力的に取り組む行ってまいります。

また、御質問の事務所、マンション計画、民間事業者の進出計画等は現時点では情報はない状況でございます。

大きな2点目の小さな2点目の区域外の状況についてであります。まず、周辺道路といたしまして、平群西線の周辺ですね、これにつきましては、暫定道路ということで地権者との換地交渉の意向に沿いながら、換地計画の確定作業を進めております。接道要件を満たすように道路整備を行っていくというところでございます。これは昨年、一般質問をいただいておりますが、それと同じような形でございます。

また、平群の交番付近でございます。こちらのほうも従来から変則5差路の交差点となっていることから、現在の5差路を現状維持とすることで、区画整理区域部分の交差点協議を行っているとこのところでございます。

また、平群の近鉄の軌道の東側の町道駅前線からバイパスまでの間のところでございます。ここにつきましては、社会資本整備総合交付金の採択を平成26年度に受けまして、平成26年度に予備設計、27年度には用地交渉、そして28年度には詳細設計や一部の用地買収及び拡幅工事を実施しており、早期の完成を目指しております。

何点かございますので、順次お答えさせていただきます。

続きまして、近鉄の駅舎の関係でございます。近鉄駅舎の御質問につきまし

ては、以前からも御説明をさせていただいておりなのですが、近鉄の本社と引き続き費用負担について交渉を行っております。また、踏切の改修計画ということで、平群駅の北側の1号踏切についてでございますが、平成29年度に踏切拡幅、これは歩道の改良拡幅ということで動線の部分は2メートルで、軌道敷の部分については、若干幅員はふえる可能性がございます。基本は2メートルということで予備設計を行いまして、平成30年度には軌道敷用地の整理や詳細設計、そして平成31年度以降に拡幅工事の実施に向けて近鉄本社と現在協議中でございます。

続きまして、国道168号線の森脇橋までの歩道設置でございます。これにつきましては、関係地権者の未相続等の問題や合意形成も含め、クリアしなければならない課題がございます。今後とも奈良県と解決策や手法等を引く続き協議を図り、関係地権者の協力を得ながら取り組んでまいりますというところでございます。

続きまして、踏切関係でございますが、下垣内の踏切につきましては、改修工事を平成27年度に既に整備を行っております。踏切部分の脱輪等が出ないような形の整備を行っております。

何点かございますが、地区外の周辺の状況というのはそのような形になっております。いずれにいたしましても、事業も大詰めを迎えております。組合事務所の中でも事務局の中でも定期的に工程会議を行いまして、平成28年度末には吉新交差点付近の県道平群信貴山線付近、また平群駅前線の街路築造工事、そして平成29年度には駅前広場の整備を行う予定で進んでおり、平成29年度末には事業を完成させる目標で取り組みを行っております。

以上でございます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

同じく区域外のまちづくり、駐輪場の改修計画等についてでございます。平群駅前駐輪場の改修計画はございません。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の駅周辺事業の町の貢献度の検証というところの事業費における財源内訳につきまして、交付税措置がという部分での御質問をいただいておりますので、その部分につきまして御答弁を申し上げます。

交付税措置につきましては、駅周事業に伴い発行する地方債の種類といたし

まして、公共事業等債、一般単独事業債、行政改革推進事業債と大きく三つの起債がございます。そのうち交付税算入があると言われる起債につきましては、公共事業等債のみでございます。発行額のおよそ22%が後年度に交付税算入されるというふうなものでございます。駅周事業の地方債の発行額は全体で28億6,500万でございます。そのうち公共事業等債の発行額につきましては、16億5,000万を予定しております。ですので、そのため公共事業債の発行額の22%に当たります3億6,663万円が交付税算入の理論的な参入額でございます。全体といたしましては、発行額の12.8%が措置されるというふうなところでございます。

以上です。

○議長

税務課長。

○税務課長

それでは、森田議員の町税収の貢献度について、税務課からお答えいたします。

平群駅周辺整備事業における現在の町税収入効果額としましては、固定資産税の家屋分で、平成24年度課税分から平成29年度課税見込分の累計で約2,020万円の増収効果額となっております。また、住民税、軽自動車税、たばこ税については、人口増加による増収効果予測をしておりましたが、人口が増加していないことから、現時点では増収効果は見込めないところです。

以上でございます。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。順次、再質問をさせていただきます。

駅周事業につきましては、私はたびたび質問をさせていただいておまして、答えられないのか答えにくいのかわかりませんが、歯切れの悪い御答弁を今までいただいております。残念であります。総事業費は今のところ80億を少し膨らんだ金額になっておりますが、町負担が2億7,000万もふえていますことから順次、再質問させていただきますので、しっかり答弁をお願いいたします。

総事業費のことですから、今のところ80億よりふえることはないんでしょうね。それとですね、まちづくりとか活性化についてですけども、区域内の今言いました町道駅前線、駅前広場、公園等は組合がつくって、後の管理は町がするわけですね。具体的な計画は1年近くになっていますが、どのような植木

を植えて、バス停がどうなるかという話は図面でこれはもらっていますよ。具体的に水盤と書かれている緑地がどうか、バス停がどのような運行をするというような話なんか、全然話を受けていませんよ。この後の経費はできれば組合が換算して、後のことは平群町が面倒を見ないといけないんじゃないんですか。

例えば、今言うここの駐輪計画はない。これもおかしい話じゃないですか。区域内は道路ができて駅周ができてぴかぴかなのに、駐輪場は何も計画ないって、こんな町として町長は言えますか、こんなことを。

ほんで、今言うように、区域外であれば踏切はどうなるのか。要するに、ここの公園や駅周広場やタクシーがどんな待避場になってとかいう話なんか、一度も具体的な説明を受けていませんよ。それはちょっとおかしいんじゃないかなと思います。町の住民の負託を受けた議員が全然わかっていないというのも、おかしい話じゃないですか。モニュメントをつくって、組合の「新しい風」ではカリヨンをつくるとか、そういう話が出ているんですけど、具体的なことはわからない。もう一つ大事なことは、きっちり区域外の住民に話をさせていただかないのは、下垣内から車で来られた人が大回りしないと駅周に行けないんですよ、これ、前からある議員も質問されていましたが。これはきっちりやらないと問題になるんじゃないかと思います。

それとあわせて、ここに住宅が3軒建っているんですけど、2軒の方にはここに駐車場があるんですよ。普通であれば、これは通行禁止じゃないですか。これをどのようにするかという話も全然聞いていませんし、そんなことを南の方が知れば、どう思いますか。これは議会もさることながら、該当する住民の方にきっちり説明しないと、これは後で問題が起こりますよ。

それとですね、先ほどは完成図面のこの話が出ましたが、こんな失礼じゃないですか、地権者に。地権者と相談してこんなつくるんじゃないですか、今の話であれば。地権者に勝手に企業訪問しているんですか。依頼状とか委任状をもうてやっているんですか。

それとですね、私の昨年3月の一般質問でね、駅前広場の面積算出方法が組合と近鉄が違う。近鉄が土地を出すか金を出すかと協議中とありましたが、具体的にどんなことで面積が合わないのか、その辺のこともあわせてお答えください。

それとですね、税収効果ですけど、私が質問したのはどんな計算で、今、西脇課長から今現在の現状の話がありました。そうではなくて、当初あれだけの効果があると言うて、これ、住民説明会で説明された資料ですよ。なぜ今のを答えてくれないんですか。30年に3,614万6,000円、累計で1億4,300万の税収を「効果である」と書かれているじゃないですか。これ、住民

に出している資料じゃないですか。なぜ算出根拠を示されないのでしょうか。こういうことはP D C Aが大事だと町長も言われていたじゃないですか。何で都度、P D C Aは起こらないんですか。その辺のことをちょっと答弁ください。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

議員より多岐にわたり御質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

まず、総事業費の関係でございます。80億からふえることはないのかという御質問であります。これにつきましては、以前から説明させていただいている内容なんですけれども、社会資本整備総合交付金ということで国庫補助対象事業で、国、県とも協議しながら事業を進めてまいっております。現時点では、この80億700万という金額が総事業費ということで捉えております。ここから極端に金額が上がるということは出てこないというふうに考えております。

2点目、バス停とか植栽等ですね、議会のほうで話を全く受けてないというところがございます。実際には組合の中で、中の設計等をずっと街路築造工事等も同じなんですけれども、組合の中にもコンサルがおりますので、そのコンサルが外部と交渉、設計等を協議しながら順次進めております。また、中の状況ですね、絵柄、駅前広場等も含めて、またお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

あと、タクシーのバースとかの御質問です。これにつきましては、警察協議の中でバスのバース、そしてタクシーバース等が計画されております。駅前広場のほぼ真ん中ぐらいのほうに計画をされます。また、モニュメント等ですね、これについては今現在、検討中でございます。

また、下垣内から来る場合に、駅前広場が完成した場合に大回りになるのではないかというところでは、駅前広場が完成をいたしますと歩道等が整備されますので、そうなりますと時期を一定判断しながら、駅前広場からそのまま北側へは抜けられなくなるという時期がいずれ来ます。これにつきましては、以前に下垣内の自治会等にもそういう状況になってきます、まだまだ先ですけれどもということで、話をさせていただいたような経過がございます。ただ、計画につきましては、順次、説明会等でその辺につきましては御不便をおかけしますが、よろしく願いますということで御説明をさせていただいた経過がございます。

あと、3軒の駐車場につきましては、換地交渉の段階で地権者の方に説明を

させていただいているというふうに聞き及んでおります。

また、イメージ図でございますが、これは当時に未来予想図的に出したイメージということで、町の将来像ということで提示をさせていただいたというところでございます。

そして、最後の質問ですが、駅前広場の面積ですね、町と近鉄の面積が違う、面積が合わないのではないかという御質問であります。これにつきましては、以前に特別委員会等でも若干出ましたが、駅前広場の算定方式というのが国または鉄道事業者のほうでございます。簡単に言いますと方式の違いによって、町のほうは広い面積の算定、町の中心地ですので将来を見据えてロータリーの設置というようなこともございます。また、近鉄のほうはできるだけ小さい面積でもいいのではないかという議論もございまして、その中では28年式ですとか48年式とかいう方法がございしますが、その中で近鉄が持っている土地の6分の1線分といひまして、六一協定、これは国のほうの昔の運輸省と建設省の協定でございますが、その面積の差異ということで、これについては組合と近鉄のほうで現在も協議中というところでございます。

以上、何点かを答弁とさせていただきます。

○議 長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

すみません、もう1点でございます。税収の方法の御説明ということで、これにつきましては、住民税または軽自動車税、たばこ税等、そして固定資産税のほうでございます。これは計画人口から固定資産税に相当する移転家屋、または新築家屋、そして集合住宅等の検討を行ひまして、新築分につきましては、区域内の中で1棟当たり約10万7,000円に相当するというところで、また従来からあったおうちの分が移転する場合については10万9,000円ぐらいの効果があると。そして、集合住宅につきましては、1戸当たり10万9,000円程度の増収の効果があるというような、もとの算定の根拠がございまして、それに基づいて各年度の仮換地指定ですとか換地計画、移転計画に合わせてシミュレーションをさせていただいて出てきた税額というところになります。

毎年、移転につきましては、おおむね事業の発足当時は数軒程度でしたが、事業のピークのときになりますと15軒ですとか20軒ぐらいの移転になってきますので、その移転または移転計画、仮換地、換地の状況によって各年度で税額のシミュレーションを行ったというところでございます。

○議 長

森田君。

○ 4 番

長くなりますから、それ以上は言いませんが、一度区域内、区域外も含めて、今現在、計画をどのように進めているか。先ほど言いました貢献度についても、当初はどのような計算で現在値は貢献度がどれぐらいだと、早急にきっちり検証していただきたい。これはいつごろしていただけますでしょうか。

それとあわせて、今お金がふえないということで話がありましたが、予算委員会の際に私は質問しました。これは確定しておりませんが、町が確定書を出しておられると。その条件として、ここから動きませんよというような話がありましたが、このことについて確定書なるものを町長は御存じでしょうか。また、地権者とお会いになられたのでしょうか。お会いになられたのであれば、どのような話になりましたのでしょうか。その2点だけ、地権者の問題と今言うように、今後の説明はいつごろしていただけるのか。

○ 議 長

岡田理事。

○ 理 事（岡田守男）

森田議員からいただいています貢献度の問題です。

費用対効果に関しましては、11年に検討業務を行いまして、それはもともと区画整理化、街路化、あるいはその効果も含めて検証した資料がございます。そして、そのころは第3次総計を基本に都市計画のマスタープランと合わせまして駅勢圏人口を求め、人口フレームを推定しまして、当時は3万人の予定でしたから、それに合わせて事業計画に基づいて住民の増の推移を予測して計算したものでございます。

当時は、この区域の計画人口を1,200人としていました。当時の人口というのは区域内で381人、819人が区域内でふえるやろうという予測をしておりました。これは御承知のようにイメージパースでもできていましたように、当時はあこへマンションを誘致したいということで、135戸のマンション建築を入れた人口フレームでございます。同時に1所帯当たりの人口も2.7人で計算をいたしております。同時に施工計画というのがございますので、それぞれの年度で移転戸数を施工計画の中で導き出して、75億5,000万の29年度末という施工計画で、これはあくまで認可前ですから机上の計算になりますけども予測をして……。

○ 4 番

議長、私、そんな質問してません。議長、すみません。そうじゃなくて……。

○ 議 長

ちょっと待って。

○理事（岡田守男）

だから、そういう地道な計算をして、この効果を出してきたものでございます。貢献度というのは何をもって貢献度かというのがございます。都市計画事業は、今効果と言われることも含めまして10年、20年先の町を見据えた事業でございます。この貢献度は、あるいは区画整理ですと区画整理のビー・バイ・シーで1.3以上、あるいは道路ですと1.3以上の効果がないと認可がもらえないということが定められています。そういうことから国から30億の補助金をもらい、県の補助金をもらい、町が税金を30億継ぎ足して80億の予算をもって、将来の平群町にとっては効果があるということで説明をさせていただいています。効果額というのは、費用対効果の効果を出せというものなのか、もう少し御指示をいただければ検討もさせていただきます。

それから、もう1点の森田議員のおっしゃっている地権者との交渉ですけども、それにつきましては、恐らく認可前の資料か何かだと思うんですけども、御確認をさせていただきたいというふうに思いますし、町長はその地権者とお会いしていただいています。文化センターの建築、あるいは絵を描くことも含めて協議をしていただきまして、この資料に文化センターを載せるということは地権者の御了解もいただいています。これが最大限、私が今言えることですし、現在交渉中ですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長

森田君。

○4番

長くなりますので、貢献度、この資料をつくった元データを出してくださいということです。それと、それに対する現状ですから、あわせて先ほど言いましたように、いつごろ説明をいただけるのか、それはちょっと答えていただきたい。

それと、私が悪いんですけど、地権者に電話で確認しますと、そんなことはおっしゃっていなかったということだけ申し上げておきます。それによって、この事業がおくれる可能性もあるということ。一番問題なのは、位置は別ですけど、このあたりであれば、この方は駐車場ができないんです、ビルを建てても。前から車が入れないじゃないですか。リアアクセスですから。ここの場所から動きたくないというふうに私に言われていました。かつ、それであればここから車が入れない。リアアクセス方式で町長が変更されたというふうに私は聞いていますが、組合の総意だと思うんですけども。だから、これであれば事業費もふえるし、私は悪いんですけども、当初計画より事業費は膨らむんじゃない

ないかと。もう一度、最後に参事に確認したいんです。いつごろ総合的な説明をしていただけますでしょうか。

○議 長

岡田理事。

○理 事（岡田守男）

今、森田議員のいただいています費用対効果の根拠についてということでございます。私のほうも手元でございますので、いつでもとりに来ていただければお渡しすることは可能ということでお答えをさせていただきます。

それから、地権者に電話された云々の件でございますけども、私も交渉をしておりますので、その辺の内容ははっきり聞いております。ただ、若干私が聞いているのと違うところもございますので、また地権者の方に交渉させていただきまして、その辺も確認をとらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議 長

岡田理事。

○理 事（岡田守男）

これを全体に説明するということにつきましては、今の年度末の進捗も含めまして、一度、所管の委員長と、また議長と御相談を申し上げまして、特別委員会等々の中で御説明をさせていただきます。

○議 長

森田君。

○4 番

早急に説明会を開いてですね、議会にも賛同を得てですね、私も何としてもこの事業を成功させなあかんと思って、いろいろ御提案とか御指摘をしているわけですが、何かいつも歯切れの悪い答弁をされますもので、あえてきつい質問をさせていただいていますが、私はそうやらないと住民のためにはならない、平群町のためにもならない、その意識で質問をさせていただいております。この問題はこれで結構です。次をお願いします。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、森田議員の3点目でございます。町地域振興センターの事業見直しにつきまして御答弁申し上げます。

地域振興センターにつきましては、議員お述べのとおり、関係法令によりまして平成25年4月に公益法人に移行をいたしました。法令等の規定によりま

して、地域振興センターの行政庁は奈良県でございます。そのことから地域振興センターの管理運営事項に関する御質問につきましては、平群町としてもお答えすることができませんが、地域振興センターは、平成18年度の指定管理者制度導入以降、指定管理者として選定し、施設の管理運営を適切に行っており、公益法人としての設置目的にも合致しておるものと認識をしておるところでございます。

なお、地方自治法第243条の3の2項の規定によりまして、地域振興センターの財務の内容ということで、地域振興センターの予算書、決算書、事業計画等につきましては、9月議会に御提出をさせていただいております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。私ね、一般質問などで町地域振興センターのやっている業務を民間に委託すべきだと申し上げましたが、いろいろ調べてみますと、それが問題があるということがわかりましたので、猛省をしているわけなんですけどね。私は県が認めたからということでなくて、植木の剪定は公益性がありますか、一般的に言うて。それは民間でもやれる業者、地域振興センターが民間だという認識であれば別でしょうけど。シルバー人材センターでもできる業務、業者さんでもできる業務、業者であれば町に税金も入ります。そういうことを検討していただく、まあ本来なら、地域振興センターがおのれ自身のおのれで考えるというのは当然だと思いますけども、町が1億円拠出しているわけですね、今議会でもいろいろ議員からも話がありましたが、それが減ってくれば解散しなければいけない。昔で、民間で言う連結決算であれば、当然影響は出てくるわけですから、その辺のことをですね、もう一度町と、あるいは地域振興センターで協議されたらどうですか。その辺のことをちょっとお答えいただけませんか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

地域振興センターの定款の中で、先ほど私の答弁の中で設置目的にも合致しておるというふうに申し上げました。今の指定管理といいますか、施設の管理状況でございますが、平群町の場合、確かに植木の剪定であるとかいろんな公

園管理的な業務があるのもたしかでございます。ただ、施設の設置のなりわいから見ていただきましたら、中央公園、北公園、それぞれ公園施設、体育施設ということで、いわゆる複合施設になってございます。そういった意味では、スポーツ振興、また町民の利便性という部分で考えますと、剪定一つをとりましても、そういうふうな一体的な管理をする中で、施設の設置目的に合うような管理に努めておるのではないかというふうな、まずそういう理解はしております。ですので、我々行政側のほうも指定管理の発注におきましては、そういうふうな一体管理ということで業務のほうを指定管理のメニューの中に入れておるようなところでございます。

あと、2点目といいますか、おっしゃっていただきました地域振興センターにつきましては、議員お述べになられましたように、町が一定の費用を出資といたしますか、法律上は寄附ということになってございますが、資金を拠出したしまして設立をした財団でございます。当然いろんな指定管理等々で、その財団の行く末というのは行政としても思うところはございます。その辺につきましては、出資団体といたしまして、当然今申し上げましたように、許認可であるとか行政庁につきましては県でございますので、一定の管理運営などのことにつきましては、なかなか町も口を挟めないところはございますけれども、設立者といたしまして、その辺の地域振興センターの今後のあり方等につきましては、一定そういうふうな話をできる機会を持って、また検討もしていく必要もあろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○4番

今言われたとおり、私も先ほど遊休地の土地のことで言いましたような、そういうことも含めてですね、全てうまくいかない和平群町がよくなって地域振興センターがだめになる。まして、今回公募されていますので、事業がもしか、地域振興センターが受託できなかつたら、本当に職員も含めて路頭に迷うわけですから、そういうことも含めて検討していただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。11時10分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時54分)

再 開 (午前 11 時 10 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 3 番、議席番号 5 番、稲月君の質問を許可いたします。稲月君。

○ 5 番

それでは、通告のとおり、2 点にわたって質問をさせていただきます。

1 点目、「産休明け保育」実施の検討を。

本町では、県下でも最も早い昭和 30 年に保育所の設置をされています。その後、ゼロ歳児保育も早い時期に実施し、働く女性を応援し、子どもたちの健やかな成長を支えてまいりました。現在、2カ所のこども園でゼロ歳児保育が実施されていますが、入園できるのは現在でも6カ月児以上となっております。

しかしながら、1 点目、育児休業制度が一定整備をされてはきているものの、経済的な保障というのはまだまだほど遠いものでございます。また、母親が産休後すぐに就業せざるを得ないというような事情があったり、また母親の病気など、さまざまな理由で6カ月未満の保育が不可欠だと、こういう状態になることもあります。

二つ目、現状では10月2日生まれ以降の子どもさんは、翌年の新年度4月には入園する資格はないということになります。このような1の条件のような保護者は、長期にわたって困難な状況を強いられることになります。途中入園というのは制度上可能であっても、定数枠からはみ出すことも多い、また入園はかなり困難であったり、次年度の1歳児になると育児休暇明けで応募者が多く、入園が非常に難しくなるということが多くなってまいります。このようなことから、産休明け(生後8週間)の保育実施を検討していく必要があるのではないかと私は考えます。

また、それぞれの二つのこども園に保健師さんが配属されております。子どもたちの健康管理の面、また保護者や保育教諭の皆さん、職員に対しての保健指導なども非常に充実している平群町のこども園でございます。このようなよい条件がある、この条件を生かして産休明けからの保育、可能だと考えられますので、ぜひとも検討していただきたいというお願いをしたいと思います。

2 点目、廃棄物減量化に対して本気の取り組みをとということで、本町ではごみの減量推進を大きな理由に、可燃ごみの収集を有料化しました。25年10

月に有料化をされています。

そして、すみません、ちょっとこれ、間違っております。「2年半」と私が間違っ
て記載いたしました。これは「3年半」近くということをお願いをしたい
と思います。

現在、3年半近くが経過をしております。初年度には大きく減量いたしまし
たが、2年目には早くも増加している。28年度も増加する予想がされてお
ります。28年度には目標値3,130トンまで124トンを減らそうとしてい
るのに、逆に16トンふえて3,270トンに、これは全て家庭系だけを思っ
て書いておりますが、こういう廃棄量になる予想です。目標との差は何と14
0トンで、29年度についても減量目標3,110トン、こういう目標が出さ
れていますが、到達しようと思うと160トンも減量していかなければなりま
せん。これを実際に達成していかなければ何もならない、ただのお題目だけ
に終わってしまうんです。これはやっぱり今許されることではないというふう
に考えます。

焼却炉の寿命、これもあと5年余りとかいう話も聞いております。近年には
建てかえるか、あるいは斑鳩町のように焼却を民間業者に委託するなど、ど
ちらかの選択が必要になってくるのではないのでしょうか。どのような選択をす
るにしても、炉の延命化、これは今一番必置でありまして、可燃ごみの減量
というのは絶対条件になるのではないのでしょうか。

そのために1点目、減量化の最重点になるのは、生ごみの減量化というふう
に考えます。これはイコール堆肥化をしていくという方向、これを実施する
というふうに目標では立てられています。この実施に至るまでの具体的な計
画をぜひとも示していただきたいというふうに考えております。

それと2点目、住民に理解してもらい、そして協力してもらいやすい、なお
かつ協力をしていけば、ちょっとだけでもお得やよという「ゴミ減量今年
の頑張り課題」、こういうものをぜひとも設定して、全町民を挙げてキャン
ペー的な取り組みを実施していくことが今必要になってきているのではない
かというふうに思います。本町は一戸建ての家屋が非常に多い、庭木の剪
定枝やお庭の草などが多量に出てまいります。これらについては燃焼する
ことなく処理することを早期に実現するべきですが、そこにいくまですぐ
できることとして、剪定した葉っぱ、また草を1日以上乾燥させて袋に
入れる、これによって手間かけることで量が減ってまいります。この
手間をかけてもらう分だけ無料にするというお得を付加していくという
ことで、これについては廃棄物減量審議会の中で委員さんが提唱してく
ださいました。このようなことを、ぜひこれはというのをやっていく、
これは待ったなしの課題ではないのでしょうか。住民と力

を合わせてごみ減量を実現するために本気の取り組みを求めたいと思います。

以上です。御答弁、よろしく願いをいたします。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

1 項目め、産休明け保育に関する質問についてお答えいたします。

平群町のこども園は満6カ月から受け入れしています。生後6カ月と定めているのは、園児の安全性を第一とする中で、首が座り発育が安定する時期を目安としています。現在、町としては公立こども園として園児の毎日の健康管理に万全の体制で子どもの発育に懸命に取り組んでいるところであり、これを確実なものとするを優先課題としています。産休明け保育の実施については、今後子どもや子育てを取り巻く社会全体の状況を見きわめていきますので、現時点では実施を考えていません。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○5 番

子どもの安全というところへんで6カ月というのが適正ではないかということで、長年これでやってきたというふうにお聞きをいたしました。いろいろこれについては議論が昔からあったようでございます。古い話ながら、1960年代、そのあたりから6カ月からの保育、それまで産休をとらすべきやとかね、そんなさまざまな議論を経て、この産休明け保育というのが、まずは共同保育所とか、いうたら認可された保育所ではないところ、お母さんたちがやむにやまれて自分たちでつくった保育所とかね、そういうところでまずね、この産休明け保育がなされてきたというのが歴史的にはございます。その中でやっぱりね、実際保育の実践をする中で、実証されてきたというのが産休明け保育じゃないかなというふうに私は思っています。

首が座ってへんかったら危ないとかね、そういう問題ではないんじゃないかと私自身は思っています。私もゼロ歳、本当に産休明けからすぐ個人的な保育も含めてね、公立の保育所にはうちも10月生まれの子どもだったんでね、4カ月、5カ月で預けています。私の孫も少し前に11月の終わり生まれなので3カ月、4カ月前の子どもですよ。そこから民間の保育園で本当に手厚い保育を受けてすくすく育っているという状況でもあるのでね、ちゃんと規定どおり保育士さんがいてくださって、それから保健師さんもしっかりいてくださるというね、本当に恵まれた条件である中ではできるんじゃないかというふうに思

っています。

中身としては、確かに育休は随分浸透してまいりました。育休がとれる条件は整ってきているとは思いますが、それでもなおかつとれない人もいます。自営業、農業、それからお母さんが病気になったりとかね、社会的にもその人材を職場で待っておられる人、それもたくさんいてはると思うんですね。だから、何を選択するかは親自身の自由であって、その人自身で判断できる条件をつくっていくということでは、制度として私はつくっていただきたいというのが望みなんです。だから、必ず小さい子どもさん、首の座らない産休明けの子がたくさん入ってくるというような状況に実際にはならないのが現状ではないかなというふうに思っています。だから、とにかく現場できちっと話をしてほしい。現場の先生たちが、そんなんまだまだ無理やよとおっしゃっている中で無理やりするのは私はよくないというふうに思いますのでね、やっぱり現場の先生たちになるほどと思っていただいて、受け入れていく制度をつくろうやないかというふうになるような話し合いというんかな、ぜひ検討、そしてまた学習もしてほしいというふうなお願いをしておきます。ですから、答弁は結構ですので、ぜひそういう検討を始めていただきたいということでお願いをしておきます。

○議 長

この質問はこれでいいですか。

○5 番

はい。

○議 長

2点目でいいですか。

○5 番

はい、すみません、次に行ってください。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、2項目め、廃棄物減量化に対して本気の取り組みをに關しての御質問にお答えいたします。

1点目の生ごみの堆肥化について、具体的な計画であります。まず現在収集している品目とは別に、新たな生ごみを回収するシステムが必要となりますので、現状の収集体制で行うには人員、収集車両ともに不足しますので、困難な状況であります。また、先日もスーパーなどから出る食品残渣と剪定枝などを一緒に堆肥化している施設を見学に行き、施設を管理されている方に話をお

聞きしましたが、堆肥化施設をつくる上で問題となるのは、近隣への臭気の影響とおっしゃっていました。生ごみや剪定枝が堆肥になるまでの発酵させる過程でどうしても臭気が発生しますので、その施設では建屋で完全に覆って周辺に臭気が漏れないように対策をされていました。このように収集体制をつくるのも施設を建設するにも多くの費用が必要となりますので、生ごみの堆肥化を具体化するのには困難であると考えます。

2点目の住民の方に理解、協力してもらいやすいキャンペーンをとということで御提案をいただきました。剪定した葉や草を1日以上乾燥させて出せば無償で回収するというのですが、出されている剪定した葉や草が乾燥しているかどうか現場で収集員が判断するのが難しいと考えられ、また住民の方々にも混乱を来すおそれがありますので、取り組むことは考えておりません。ただ、議員がお述べのように、キャンペーン的な取り組みについては誰が見てもわかりやすい、どなたでも取り組んでいただきやすい減量化対策を提案できるように検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長

稲月君。

○5番

生ごみの堆肥化というのは非常に困難やという御答弁でございましたけれども、これはもともととしていく方向ですよね、違いましたかね。そんな軽々に判断をされてしまうというのは非常に残念ですわ。やっぱり今、生ごみを減らさないで家庭ごみの大幅な減量というのはできないというふうに思いますよね。どれぐらいの時間がかかるのかもわかりませんが、一步一步進めていってほしい。見学なんかも行かれています、勉強もしてくれてはるということなのでね、もっといろんなところを見てほしいし、研修していただいて臭気の問題の解決なんかもされているところもあると思いますので、これから一つ一つ解決をしていく方向で検討していただきたいというふうに思います。

二つ目ですけれども、この前の減量審議会のときにも判別がつかない、乾いているかどうかわからへんからということでおっしゃったので、きっとそうおっしゃるやろうなというふうに思っていたんですがね、それはやっぱり住民を信頼するという、この一語に尽きるんじゃないか。それは中にはありますよ。そのまま突っ込んで、これは乾燥させてますという人もおるかもしれせん。けども、今住民の結構多くの方たちは熱心にやろうと取り組んでくれてありますよ、減量化に向けてね。その信頼関係というのは、私は大事ではないかというふうに思っています。

乾かしたらどれだけ軽くなるんか、私、ちょっと実験してきました。葉っぱとかその辺の実験はちょっと時間がかかるし、天候の条件もあるので難しかったので、きのうは野菜のくず、これを乾燥させたというか、家の中で置いておいて放置をして、何時間でどれだけ減るかというのを検討しました。するとですね、100グラムの大根の皮、一部ちょっと実があったんですが、それが100グラム、ミカンの皮を27グラム、これは別々にしました。それでやってみたんですが、4時間で大根は4%減りました。13時間で1割、10グラム減って10%の減となりました。ミカンの皮は2時間で1グラムの減、これで4%ですね、分量が少ないのでね。10時間で3グラムの減、合計11%の減量という結果になったんです。これを見ても、夕飯の準備をして、夜中、朝、何回もはかったんですけどね、こうやってみた結果、どっちにしろ10時間、一晩置いたら10%は水分が飛ぶという結果になりました。

これを見てもわかるように、葉っぱだって草だって、外へ出したら夏場なんかでいえば、暖かくなればもっと水分は減っていくと思うんですよ。だから、この結果から見ても、ぜひ乾燥させるということを徹底してやっていく、そのためには、何かせつかくやったんやから御褒美という感じでね、せめて無料にしてほしいなど。そしたらやる気にもなるというのがね、審議委員さんの提案でも私はいかがわれますし、非常にいいことやというふうに思います。何もなしで乾かしてください、乾かしてくださいと言うても、なかなかぴんときませんわね、やろうという気にならない。ということで、こんなことをやったらいいんじゃないか。そのついでに野菜くずなんかを庭の広い人たちは庭に埋めるとかで堆肥化していかはるんですが、そういう場所もないとかいろんな方がおるんで、まず減量して燃やしてもらおうということになれば、たくさんの方がこれをやってはると思うんです。一晩置いて、それを袋に入れたら、その袋に何かシールでも張る、これは乾燥させて入れたよという印を張る、その分は無料にしましょうやとかね。なんかその辺のね、ちょっと住民の皆さんにいいことが少しあるような、そんなこと全然それは無理ですというふうに一刀両断に言われたのでちょっとショックですけども、そんなこと言わんと考えていこうではありませんか。考えていく気はありますか、よろしく。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

1点目の生ごみの件でございますが、こちらの町としましても、剪定枝とか草の分につきましては委託となりますが、堆肥化ということは今もやっております。それをもう少し量をふやしたりということは考えておりますが、ちょっ

と生ごみのほうにつきましては、いろいろ先ほど答弁させていただきましたように、町のほうではちょっと難しいと考えております。

それと、2点目の減量に向けての住民さんのやる気を持ってもらうようなキャンペーンをいろいろ考えていただいています。大変ありがたいことと思っておりますねけど、草を乾かしたら確かにかなり軽くなって、こちらでもよくわかりますが、ちょっと現場のほうの混乱とかいろいろそういう問題もあるということをおもっておりますので、それではなくてキャンペーンとしては、また別の方法で生ごみを絞ってもらったら10%軽くなるとか、生ごみのいろいろ町の補助をしています装置の講習の教室を開いたりとか、そういうところで取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長

稲月君。

○5 番

なぜそんなに頑張るってできないできないというふうにおっしゃっているのかなというふうに思うんですけども、何も一斉にやらなくても、一定手を挙げてくださる方、私はそれにぜひ応募しましょうというような積極的な方たちから始めてもいいのではないかとこのように思います。それとか狭い地域に限定して、ここでやってもらうというようにことなんかも含めて、とりあえずやり始めへんかったら、こういう問題というのは前へ進まへんというふうに思っています。また、今ふえ始めていますので、ここでやらへんかったらどんどんふえていくという状態になるのではないかとこのように思います。なかなか協力し合へんいう人もたくさんいらっしゃると思うんですね。言うて悪いですけども、男性のひとり暮らしの方とか、それから高齢の方なんかでは難しいというふうに思う方もたくさんおられると思うんですけども、できるところから協力していただいて、それを広報にも載せたり、お知らせをしていくというような方法をとっていくことがうまくいく一つの方法ではないかなというふうに私は思います。

言い忘れましたが、一つ目の生ごみの件ですけども、最終的には業者に委託するとかね、斑鳩町なんか、初めはモデル地域でやりながら物については業者委託されているのではないかとこのように思いますけども、もっともっとほんまに研究して実現に向けていただきたいと思います。確かに職員の方々も専門にそこだけを熱心にやるという、そういうふうにはできない状況が今の平群町ではあるというふうに思いますけれども、本当に熱心にまずトップの町長の熱意、ここがまず大事やというふうに思いますね。どうしてもやっぱりもっともっと減量さすんやと。炉がだめになって次へ建てるのもお金がかかると。民間に委

託するとか、そういう話もきっと出てくるやろうと思うんですよね。どっちにしろ減らすことが大事や、そこの観点でね、やっぱり積極的な施策というのは必要やというふうに思いますので、そんな消極的なことをおっしゃらずに、ぜひやろうではありませんかということです。決意は変わりませんか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

先ほど答弁させていただいたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議 長

稲月君。

○5 番

そんなよろしく願いをしてくださと言われても、承知はできません。先ほどから再々申していますように、本当に減らしていくという決意のもとで考えてほしい、実施してほしい。どないかしてやり始めていこうというね、その決意が私は必要なのではないかなというふうに思っています。ちょっと町長のトップの熱意を聞かせていただきたいなと思います、よろしく。

○議 長

はい、町長。

○町 長

平成25年10月から町民の皆さんの御協力を得て、指定袋制をとらせていただいております。それまで本当に丁寧な説明をさせていただいたと思っております。その結果、本当にスタートから大きな混乱はなく、町民の皆さんの御協力を得てごみの減量が大幅に図られたと思っております。

しかしながら、その後ですね、やっぱり予想どおりといいますか、リバウンドの現象があらわれてきております。これにつきましては、先ほどから担当課の課長が答弁していますように、平群町といたしましても、今後どのようなキャンペーンといいますか、住民の皆さんの御理解をいただく、御協力をいただく方法はどのようなものがあるのかということを探しているところでございます。

議員の御提案につきましては、一つのアイデアかというふうに思っているわけですが、なかなか現実的には難しいかなというふうに思っております。したがって、何かいい方法がないかということで、今後ですね、ごみ減量をふやしたとか、そういった機会も捉えながらですね、ごみの減量に努めてまいりたい。

特に議員の認識と私の認識が同じところはですね、やっぱり生ごみを減らしていくということが本当に私も同じように考えておりますので、生ごみをいかに減らすかと、そして分別は非常に手間の要ることで町民の皆さんの御協力なくしてなかなかできませんけども、分別をいかに小まめにやっていただくかというようなことに尽きるのかなというふうに思っております。今後、町民の皆さんの御協力がいただけるような方法につきまして研究してまいりますので、御理解いただきますように、今後そういった面におきまして御協力いただきますことを逆にお願いたしまして、答弁とさせていただきます。

○議 長

稲月君。

○5 番

気持ちは一緒やと、生ごみを減らすことが大事やというふうにおっしゃっていただいたわけですけども、それならもう少し一歩前進できるように研究してもらいたいし、努力をしてほしい。できないということやね、担当課はおっしゃったんですが、そういうことにならないようにやっていただきたいというふうに思います。

一つね、先日、平群駅で早朝ですね、こういうスーパーの袋にどうもごみの入ったような袋を下げて出勤してきた男性がいらっしゃいました。その男性はどこに行かはるのかなと思ったら、駅の裏側というか、ホームの後ろ側ですね、そこからごみ箱の中にその袋をぼいと入れはったんです。これは家庭ごみを駅に持ち込んで、結局事業系ごみをふやしたということになりますよね。そのかわりこっちでは減っているのかもしれないけれど、多分ひとり暮らしの男性ではないかなというふうに思いました。やっぱりひとり暮らしでそれほど多くないごみをごみステーションにきちっと分別して捨てるのは嫌なので、きっとそんなふうに駅に便乗した結果やったというふうに思うんですけども、今コンビニはよく知らないですけども、Aコープにも、駅員さんにも聞いたんですけども、たくさん入っていますということなんですよ。そんなちょびつのごみを有料の袋に入れて出すのが面倒くさいというふうな感覚で、そういうふうになってしまっている人たちも実際いてはるんです。やっぱりもっと小さなごみ袋の用意をすとかいろんな形で工夫がまだまだ必要やというふうに思うんです。ぜひとももっと積極的な提案、これやったらみんなで頑張ろうやというような提案を住民の方々からも募集してほしいし、職員の皆さんもぜひ知恵を絞ってほしいし、こういった一定の提案をしているんですから、もっと真剣に受けとめてほしい。住民を信頼できないというふうにしかなれない、そういうお答えでしたので、乾燥してるかしてへんかわからんというふうな、それを疑い

出すと何もできませんのでね。せめて簡単なことです、これぐらいはまずやっ
ていただくという方向で、今はいいですけども、積極的に考えていくというこ
とをお願いをしておきます。答弁は結構です。

終わります。

○議 長

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

ここで説明員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号4番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたしま
す。馬本君。

○12番

議長の許可を得ましたので、大きく4点について質問をさせていただきます。

まず1点目、リサイクルセンターの移転についてであります。

平群町第5次総合計画の循環型社会方針では、「一人ひとりが環境を地球規
模で考え、自然環境の配慮した行動を身近なところから自主的に実践し、環境
への負荷をできる限り軽減した、快適で住みよい地域社会の創造に取り組む」
とされております。現在、リサイクル分野の中でもリサイクル製品等の利用の
拡大の積極的な推進を行うために、平群町ではリサイクル館が設置されてお
ります。第5次総合計画のリサイクル館使用件数の目標数値では、現状値の平成
23年度は289件で、目標は平成30年度の300件と数値目標が設定され
ております。過去4年間の実績件数では、平成25年度287件、平成26年
度は257件、平成27年度は291件、28年度12月末では179件であ
りましたが、平成24年度は322件でしたが、今年度は過去のデータから見
て300件以上の達成は難しいと思います。

リサイクル館は役場の敷地外の東側に隣接しており、利用者にとっては利便
性のよいところではありますが、駅周辺事業区域内の借家であり、平成29年
度の早い時期に移転しなければなりません。町は移転先として、これまでに行政
財産の廃止された西小、若葉湯、南保育所、また行政財産の清掃センター内北
支所などが検討されてきましたが、これまでの経過は法的には難しい問題や住
民にとって利用しやすく、循環社会構築の啓発向上等にマッチした最適な移
転先を確保することができませんでした。

そこで、私は役場正面の東側の町バス車庫を移転先として活用すべきと提案
をさせていただきます。バス車庫は、役場の敷地内にあり住民にとって利用し
やすく、循環型社会構築の啓発向上等に最適な移転先ではないかと思
います。現在のリサイクル館の運営管理委託費は、年間約170万円ほどが必要
であります。今後の運営として町バス車庫は役場庁舎に隣接しており、町バス車庫

と住民生活課にインターホン等を設置することによって、利用者等には住民生活課職員が迅速な対応が可能となります。よって、運営管理委託費が削減され、財政難の一助ともなります。駅周辺整備事業も完成間近になっており、今後は役場周辺整備をされるまでの間、町バスは役場の隣接する組合用地に一時的に駐車をお願いすべきと思います。待ったなしのリサイクル館移転問題解決に、私は町バス車庫を活用すべきと思いますが、どのようにお考えですか。

2点目につきましては、平群駅周辺に町営のコインパーキング設置を。

駅前広場約3,400平方メートルが完成すれば、路線バス、コミバス、タクシー、近鉄電車等の利便性向上となります。また、平群駅前に平成31年度完成に向けて、(仮称)文化センター、イベント広場、駐車場等が予定されています。現在の中央公民館、図書館、人権交流センター、庁舎の4施設の駐車状況は、合計で台数は約130台で、そのうち公用車が約35台使用しております。将来、庁舎並びに文化センター完成時において、同数の駐車場を予定されるとすれば、町バス、消防車は車庫が必要となり、一定のスペースをとらなければなりません。また、現行より余裕のある駐車スペースと障がい者専用駐車場も数台分が必要となり、施設利用者の駐車場台数は約80台から90台が整備されると私は予想しております。

駅周辺整備事業の施工において、地権者には減歩率約20%を得てまちづくりに協力をいただいておりますが、感謝しておりますが、駅周辺整備事業の住民はもちろんのこと、全住民に総事業費約80億のうち約30億、37.5%もの起債、借金を負担していただいております、住民のために活用すれば町の活性化と住民の利便性向上につながり、また財政難の町にとっても使用料が町収入になるなど、駐車場設置の施策が必要と思います。

そこで、(仮称)文化センターの駐車場整備は約3年後になること、そして施設利用者以外の駐車場利用者の回避、将来、庁舎完成並びに(仮称)文化センター完成時の利用者増など、将来を見据えた平群周辺に町営のコインパーキング駐車場を提案いたします。候補地としては、平群町の北東に位置した平群町の普通財産1,354平方メートルの土地であります。

3駅周辺のコインパーキングの状況は、東山駅周辺では民間の約35台収容のコインパーキングが設置されておりますが、午後になれば満車になるほどの利用があるとのこと。また元山上口駅周辺では、民間の約25台収容コインパーキング並びに月決めの併用駐車場が設置されております。そして、竜田川駅周辺では民間の約33台収容のコインパーキング及び月決め併用駐車場が設置されております。しかし、平群駅周辺では民間の月決め駐車場は数カ所ありますが、コインパーキングはありません。また町営のコインパーキング設置

の計画もないのであります。早急に提案用地に町営のコインパーキングを設置すべきと思いますが、どのようにお考えですか。

3点目でございます。町発注建設工事について地元業者育成を。

平成19年新財政健全化計画の一環として入札制度の見直しが行われてきました。結果、建設工事入札に最低制限価格制度を設定してからは、全てとっていいぐらい、くじ引きによる最低制限価格で落札され、経費削減に寄与していましたが、10年前には建設工事の町内指名業者、平群町に本店、支店、営業所が約55業者がありました。現在34業者になり、21業者38%も減りました。現在の工事発注基準は、平群町請負指名業者の選定及び委員会運営要領の第5条における請負対象設計金額の基準として、平群町建設工事請負業者の審査格付及び委員会運営要領第6条の格付基準により、業者選定並びに格付が行われております。町内業者の建設工事請負格付基準は、土木、建築、舗装、水道工事などの評定項目によりA、B、C、D、Eの5ランクに格付されております。現在、土木の地元業者、平群町で本店格付の状況ではA級が2社、B級が8社、C級が10社、D級が10社、E級については新規の指名の業者で、今現在はゼロであります。合計30業者であります。特にA級については請負金額2,000万から1億未満、以前の5業者から2社に激減しております。

私は地元B級業者がA級に昇格においては、評点5項目のうち資本金「2,000万以上」、許可の種別「特定建設業」、2項目が特にハードルが高いのではないかと思います。選定基準に基づいて指名業者の選定は7社で、最低制限価格を設定した場合は5名以上となっておりますが、某市では昨年度より地元業者だけを指名され、地元業者育成に寄与されておられます。平群町の地元業者にとっては、うらやましい限りではないかと思います。地元業者育成に欠けた選定基準になっていると思います。現在の指名格付は昨年2月に各業者の指名願を受理し、来年3月末までの2年間で有効期間となっております。なお、次回の格付審査は来年6月ごろを予定されております。今後、大規模災害などにおいて、災害復旧、人命救助等、救急車両の通行ルートを迅速に確保するためにも、即地元業者の協力が必要不可欠であります。

そこで平群駅周辺整備事業が来年度完了予定となっており、今後は地元業者育成の観点から建設工事発注における指名、格付基準についての入札制度の一部見直しについて必要と考え、検討すべきであると思いますが、どのようにお考えでございますか。

4点目でございます。公共交通空白地域の解消について。

デマンドタクシーは、コミバスより運行収支比率がアップし、投資効果の期

待と住民の希望時間帯、指名・指定の場所から目的地までの移動手段を提供することができ、コミバスにない利点が多く存在し、住民の移動手段の確保に向け、心強い味方となってくれます。私はコミバスとデマンドの併用運行をすべきと定例議会ごとに提案をしておりますが、町長は併用することにより、よりコミバス利用者が減り、収支率も悪く厳しい財政がますます厳しくなる。また、低い収支率をアップさせるには、今後ルート、ダイヤの改正等を実施し、利便性を向上させるなどの答弁を繰り返されてこられました。

そこで、平群町の人口面積等が類似している熊本県の長洲町の予約型乗合タクシーが高齢者を中心に住民の足として定着し、「町民の宝物」という声が上がっている事例を紹介、町長は提案していただき、熊本県長洲町の事例について調査研究をしてまいりたいと、昨年12月議会で答弁をされました。

それで、1点目について質問いたします。先月の8日に、公共交通対策特別委員会が開催され、コミバスの今後の今年度中の実績と見通し並びに新年度に向けての新ルート、ダイヤ等を説明されました。平成28年度途中でありますが、コミバス運行利用者は平成27年から28年度の4月から12月、9カ月間の実績と前年度累計比較では、西山間は平成28年度は1,370人減、南北循環並びに南ルートは平成28年度445人の減、合計9カ月で2,315人の減となっております。そこで、平成28年度運行評価基準見通しでは、西山間ルートは前年度1月から3月までの3カ月間の実績は2,607人と、今年度の4月から12月の9カ月の実績との合計では1万459人となり、最低需要基準1万に対して前年度より2,329人超過でしたが、今年度は大きく減少し約500人超過の予想となります。また、南北循環、南ルートでは、前年度の1月から3月の3カ月間の実績は4,130人と、今年度の4月から12月の9カ月の実績は1万3,666人の合計では1万7,796人となり、最低需要基準は1万8,200人達成には404人足りず、今度の最低需要基準を達成するのは難しいのではないかと私は予想しています。運行評価基準のうち最低需要基準に達していない場合は、事業廃止の検討を行うとなっております。

そこで、毎月の運行実績は翌月の10日にNCバスから実績報告が来ると聞いておりますので、1月、2月の運行実績をお聞かせください。

2点目、現状を見据えた町はコミバス事業促進のため、毎年行ってきた年間無料乗車日10日間、年間2回を実施されておりますが、今年度は平成28年10月17日から22日と、平成29年2月13日から24日の15日間行われました。私は何度も収支比率のアップや運行評価基準、最低需要基準遵守の指摘に対し、アップ及び基準達成にはルート、ダイヤの改正等を実施し、利便性

を向上させると回答を繰り返されてこられました。昨年よりも5日間も無料乗車日の増が行われました。何の意図があって無料乗車日をふやされたのか。

次、3点目、過去6年間のコミバス運行費は、国の50%から100%の補助金でコミバス運行が行われてきました。平成29年度予算のコミバス運行委託料は、運賃収入の約200万を引いて約3,200万計上されており、財政内訳として50%の補助金となっております。コミバス運行において、平成27年度は先行型交付金、平成28年度は加速化交付金を受けておりましたが、29年度は推進交付金をことしの3月に申請され、5月に通知が来るとのことです。ただ、交付金決定を願うばかりでございます。

推進交付金の目的は、「事業を進めていく中で「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に交付に頼らず、事業として自走していくことが可能となる事業であること」とされています。平群町は申請において、毎年、先駆的なコミバス運行事業を取り入れた5年間の事業計画を作成しますが、コミバスとデマンドの併用運行事業こそ、先駆性を有する地方創生推進交付金事業に合致していると思っておりますが、どのような見解をお持ちですか。

4番目、高齢者が引き起こす交通事故が近年、大きな問題となり、国が高齢者に勧める運転免許証自主返納制度が始まっております。免許証返納後、申請すれば免許サイズの運転経歴証明書が交付されます。平群町では運転免許証の自主返納をされた方には、コミバス回数券11枚のやつを5冊か、NCバスをICカードで使用できる5,000円相当分、どちらかの乗車券が交付されており、現在まで約25件の申請がありました。なお、1回限りの支援とされています。しかし、地方を中心に自宅近所にスーパーや病院がない地域では車は必要不可欠、必需品で、また現在は老々介護もふえており、車なしでは生活が成り立たない人も多く、免許証返上には高いハードルもあります。

そこで、高齢者を中心に住民の足として定着し、町民の宝物という声が上がるとして、コミバスとデマンドの併用運行事業を早急に取り組むべき時が来ていると思っております。また、前定例議会に町長は提案していただき、「熊本県長洲町の事例について調査研究をしてまいります」と回答いただきましたが、調査研究、結果の報告をお願い申し上げます。

以上、4点について明確な御答弁をひとつよろしく願いいたします。

○議長

馬本君の質問の途中ですが、午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時07分)

再 開 (午後 1時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

1点目、リサイクルセンターの移転についての御質問にお答えいたします。

リサイクルセンターは、限りある資源を有効活用する意識の啓発、普及を行い、資源循環型社会の形成に資することを目的に平成6年度に梨本地区にて開設して、平成21年度より現在の場所に移転し、年間利用者数は250人から300人に上っております。現在の場所は、議員お述べのとおり、吉新土地区画整理事業用地内で、29年度中に移転を迫られております。現在、未利用の町有施設を活用しようとするれば、施設用途変更手続や施設改修費に多くの費用が必要となります。

提案いただいています移転先については、駅周事業に伴い役場敷地の土地利用についてはこれから協議を進めるところでありますので、敷地全体の中で中央バス車庫についても検討を進めてまいりたいと考えます。

また、現在の管理方法は指定管理で、平成18年度から4年前の3回、平群町シルバー人材センターにて適正管理をしております。現在の場所より役場敷地内に移転した場合であれば、管理方法としては平成29年度は指定管理期間内ではありますが、住民生活課の間近であるので職員において管理運営が可能であると考えられますので、シルバー人材センターとも協議を行いたいと考えます。

以上でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

それでは、質問をさせていただきます。

今、課長のほうから、役場敷地利用はこれから各課といろいろ協議していくという御答弁をいただきましてんけども、例えば今シルバー人材センターさんは、候補地の次の移転先も決まり、今造成中ではありますが、私が質問を最後にしましたように、待ったなしのリサイクル館移転問題解決にということで、それだけ敷地をこれからどうするか、役場の周辺をどうするかというような問題

じゃなしに、どこへ移転するか。移転先がなかったら、あのリサイクルセンターは撤去できないわけでごさいますて、敷地がね。それで、僕はバスの車庫はどうですかという御提案をさせていただいたんですけども、そこまでおっしゃるならこれから協議しますと。ほんなら間に合いますのかいな、それ1点と、シルバー人材センターの指定管理の業務についても、恐らく今年度中に議会の議決、いろんな問題が出てくると思いますよ。そこら辺も計算するならば、そんな悠長なことを言うてる時期ではないというふうに私は認識します。

それと、そこまで駅周辺の役場敷地の利用の中に、一応そこへ候補地として持っていくということをお明言されたならば、それ相応のお金も、建設されるのかどうなのか、その方法はというふうに考えておられますか、御答弁願えますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

1点目、リサイクル館の移転が間に合うかということですが、先ほども答弁の中で言いましたが、提案していただいていることも十分踏まえた中で早急に検討を進めてまいりたいということで、現施設が入っているところの駅周の事業の取り壊しとか、そういう着手時期も見まして、できるだけ早い時期に間に合うような検討を進めてまいりたいということでございます。

2点目の指定管理についてでございますが、その件についても移転時期がいつごろということがはっきり決まりますと、シルバーとも本格的に協議を行って、指定管理の手続にも支障がないような方向で進めてまいりたいと思います。

改修費用については、新年度予算では計上しておりません。今あるリサイクル館の中の棚とか、そういうものを活用しながら、できるだけ安価な方法でそういう設備ができたかなというふうに考えておりますので、そのようになっています。

○議長

馬本君。

○12番

シルバーさんと協議するという事は、敷地内へ持ってくるということをお明言されているわけやな。それと、私が提案させていただいたバスの車庫も含めて協議するという事を御答弁もいただいた。そして、私は改修とか言うてませんよ。今度、建築するに当たってどうですかと聞いた。改修するという事は、今のバスの車庫並びに公共施設もバスの車庫の隣にありますけども、そこら辺を改修されるのか、それは想定しておりませんが、敷地内と云ったら

それしかないんですよ。ということは、僕の言いたいのは、なぜ素直に認めていただけないかということが非常に残念です。強制的にバスの車庫をもってこいと私は言うてません。行政と議会は両輪のごとくですよ。私は議会が追認機関とは思っていません、いつも言うように。せやから、はっきりと御提案させていただくなら、そこやったらそこは候補地の一つじゃなしに、そしたらそこまでおっしゃるならば、きょうはそこまで突っ込んで言おうとは思ってませんでしたけど、そこも候補地の一つとおっしゃるならば、ほかはどこがあるんですか、そうおっしゃってるんやったら。それを御答弁ください。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

担当課としましても、今、議員提案していただいているところが最もいいかなというふうに思っていますが、これから関係課とも協議をするということでございますので、そのようなはっきりしたことはちょっと言えないということで、そのような答弁をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長

馬本君。

○12番

そうならばね、当初の答弁としては、一つの最適な候補地という御提案を、いろいろこれからきょうは内部で協議していきますというふうに素直におっしゃっていただいたら結構なんや。それをまたいろんなところを回りくどくおっしゃって。というのはね、待ったなしなんですよ、これ。駅前開発は29年度で終わるんですよ。あの敷地はどうなんの。シルバーさんはよそへ行かはる。行政のリサイクル館はそのまま残った。大変ですよ。それは繰越明許でっせ。その点も踏まえね、やっぱりそこは速やかに当初から最適な候補地の一つですとおっしゃっていただくと私は思っておりましたけど、おっしゃっていただいたら、それはそれで結構です。速やかな対応で移転することをお願いし、議長、この質問についてはこれで結構です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、2点目の町営のコインパーキング設置計画についてですが、都市計画、土地利用という観点からお答えさせていただきます。

町といたしましては、現在のところ、町営のコインパーキング等の駐車場整

備計画はございません。ただ、今後の平群駅周辺整備事業区域内並びに周辺地域における土地利用の状況を見きわめる中で検討していきたいというふうに考えております。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、馬本議員、2点目の御質問でございます。平群駅周辺に町営のコインパーキングの設置についてということで、御質問の中でもございました町有地の管理の観点からお答えを申し上げます。

当該土地につきましては、平成25年1月の土地開発公社の解散によりまして、町有地となりました普通財産といたしまして、平成25年8月より公売に付しておるところでございます。しかし、平成28年1月までの間、9回の公売に付したところでございますが、売却には至らなかったところでございます。あわせて、この間、駅周辺事業の事業用地としての利活用が検討されたこともあり、現在公売は行っておらないところでございます。

その後でございますが、昨年10月並びに本年2月の全員協議会におきまして、平群駅前への文化センター・図書館の建設計画並びに役場本庁舎建設の将来構想を御説明申し上げたところでございます。当該土地が建設予定地の近隣にあることから、それぞれの施設の建設を見据えたときに利用者の車両のみならず、公用車の駐車場や消防車両の車庫、倉庫、書庫といったもの、また備蓄倉庫など公共施設建設に伴う附帯設備の整備が将来的に必要であろうと考えております。よって、当該土地につきましては、文化センター・図書館の建設や役場庁舎の将来構想を踏まえまして拙速な公売を行わず、土地の利用を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長

馬本君。

○12番

この件については、私が先ほど質問の詳細の要旨を述べたように、3駅にはコインパーキングがある、平群駅にはないということで、将来の構想を今、大浦課長がおっしゃっていただいたように、附帯施設という形でつくらなければならないという構想を持っていると。公売は行わないということもおっしゃっていただいた。それはそれで私はいいいことやなと思う。現状として見られた方もおいでになると思いますが、あの施設は駐車場がちゃんと整備されておって、ブロックからちゃんとラインも引いてあって、その土地はね。あとはコインパーキングの機械を設備し、ちょっと入り口を改修すれば、すぐに設置できるよ

うな場所でございます。しかし、残念なことに31年ぐらいになったら、恐らく文化センターが供用になると思うねけども、その間、その土地は遊ばしておくのかなという部分に対しても非常に疑問視されるわけです。

今回の平成29年度の一般会計予算の趣旨説明で、町長はこういうような趣旨説明を書いてあって、「遊休財産については可能な限り事業化に努める」というふうに今回一般会計の中に提案で明言されておられます。ということは、3年間、2年間でも遊休地というような形で遊ばせていくこと自身が果たして住民にとって公共の福祉に寄与する、公売はしないということやからな。せやから一日も早くそれについてね、コインパーキングについていろんな経費の関係、設置の設備、それと改修費はどのぐらいかかるんやろうとか、そういう案について検討してもらえないか、調査研究はしていただけますか、そこら辺はどうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

馬本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど駐車場担当であります都市建設課長の答弁と若干重複するところもございしますが、御提案いただきましたコインパーキングにつきましては、いわゆる費用対効果のところ、どの程度の整備を行ってどの程度の設備投資というものが必要なのか、またどの程度の収益が見込まれるかによりまして、今町内の駅の中でも駐車場の整備というのがなかなかでき得ていないということも踏まえて、またこの土地につきましては、先ほど申し上げましたように、近隣にそういった公共施設の整備計画があるというところでございますので、俗に言うつながぎ的なその間の利用というのも含めて、駐車場の設置というのは一つの土地の利活用の選択肢ではないかなというふうに考えておりますので、担当課のほうと少し協議をさせていただいて、検討もさせていただけたらというふうに考えております。

○議長

馬本君。

○12番

費用対効果とかいうふうな考えじゃなしに、私は投資対効果ということで中長期的な投資やというふうな認識を持っておるわけでございます。今、調査研究をしていただくということを課長のほうから御答弁いただきましたので、今度は平群駅がハブのターミナルになりますしね、要するに住民にとって利便性の向上のため、まして平群の吉新地域の活性化のためにも、一日も早く設置さ

れることを祈念するわけでございます。ひとつよろしく調査研究をお願いしたい。ありがとうございました。次へ結構です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、今後の地元業者育成の観点から建設工事の発注における指名格付基準についての入札制度の一部見直しの件について御答弁申し上げます。

まず、本町において新財政健全化計画の一つとして入札制度の見直しを行い、公平でかつ公正な入札、契約方式の推進を図ってまいりました。具体的には郵便入札の実施による入札制度の実施により、一層の競争性、透明性を図ってまいったところでございます。また、建設工事においてもコストの削減及び良質な工事発注に向けた取り組みとして、平成19年6月から最低制限価格を設定し、入札執行を行ってまいりました。その結果、大幅な削減が見られ、町財政に大きな成果が出ているというふうに考えております。

その一方で、建設工事における町内土木格付業者数については、平成18年度は55社であったものが、平成28年度では34社というふうになっております。また、土木工事の格付がA級で本店を平群町に有する地元業者数は、平成18年度は5社であったものが、平成28年度には2社になっているということでございます。

現在の建設工事における発注及び格付基準については、平群町請負指名業者の選定及び委員会運営要領第5条及び平群町建設工事請負業者の格付及び委員会運営要領第6条に基づき、発注基準及び格付基準を定め、町内業者の業者選定及び格付を現在行っております。議員お述べのとおり、町内業者の格付については土木工事、建築工事、それから舗装工事、水道工事の業種によって等級をAからEまで格付をしております。例えば、土木工事の場合はA級の格付要件として、総評点800点以上、資本金が2,000万以上、それから技術職員3名以上ということで、建設業の許可種別として特定建設業の許可を有し、格付実績として直前2年間B級での要件を課しているところでございます。

議員お述べのA級の要件として、資本金2,000万以上で建設業の許可種別である特定建設業の許可を有しているといった要件が厳しいのではということですが、町といたしましては、一定の金額、格付の等級がA級以上の建設工事については特定建設業の許可を有していることを要件と現在しております。建設業の許可において特定建設業の許可を取得するためには、一般建設業よりも厳しい要件がございます。例えば、資本金2,000万、自己資本金の額が4,000万以上が課され、また土木工事においては4,000万以上

の工事で下請を行う場合は特定建設業の許可が必要となるということでございます。

奈良県や近隣の市町村においても一定の金額以上、例えば奈良県では土木工事において2,000万以上、土木工事の場合は特定建設業の許可要件を課し、また他の市町村においても2,500万以上の土木工事の場合は同等に特定建設業の許可を有していることを条件としています。一定の金額以上の建設工事については、履行の担保として特定建設業の許可を要件としています。それらの点などから一定の金額以上の建設工事については、特定建設業の許可要件をなくすことは難しいと考えております。また、近隣の市においても、議員御指摘のようにですね、平成28年度からは建設工事における格付について、土木工事、舗装工事、造園工事について一定の競争性が確保できる業種について、本店を有している業者のみから入札を実施し、対応されていると聞き及んでおります。平成28年6月から建設工事における審査格付を実施し、次回については、議員お述べのとおり、平成30年6月から新たな格付を予定しております。

議員お述べのとおり、万が一ですね、大規模な災害があった場合など、地元施工業者の協力が重要でもありますし、地元業者の育成の観点からは建設事業における発注基準及び格付基準について、他の市町村の状況や町の発注状況を見ながらですね、現在、某市では本店を有するものを町内業者として格付して指名しているというところも聞き及んでおりますので、平群町にとって、いわゆる競争性の担保も含めて、どのような形で町内業者を育成していけるのかどうかも含めて、これはよく検討していきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長

馬本君。

○12番

先ほど述べられたように、平群町の指名業者も21社減ってしもうたと。ましてや地元業者でA級で5社あったが2社になってしまったということで、私にとっては残念だなと思っています。しかし、今度は今おっしゃった甚大なる災害が起こった場合、即地元の業者に来ていただいてダンプとかユンボとかブルドーザーを出していただいて、緊急車両が通れるように現状確保していただく仕事が、これは人命にもかかわることでございますので。

よそのある某市では、本社がその市になかったら指名しないということも、28年4月から基本的にされているということもありますので、やっぱり地元業者育成に何してはんねんというふうに私はとりました。平群町も駅前開発

も29年度でおおむね終わる予定というふうになっておりますし、そこら辺はいろんな立場立場はありますけども、特に平成28年6月かな、要するに建設業法施行令に基づいて特定建設業は今まで3,000万以上については下請できたけど、今度は4,000万という枠が上がったわけでございます。そこら辺で特定建設業のハードルは高い、2,000万の資本金もハードルが高い、これは県の一定の建設業務にのっとるから、非常にこの点については難しいということは認識を新たにしました。けれども、今度は発注基準、請負対象設計金額の基準というのがございますので、そこら辺もひとつ研究をしていただきたいなということもありますし、やっぱり地元業者の育成もあるし、行っていたと思いますけども、まだ行っておられなかったら、課長ね、その市のいろんなことについても研究していただきたいなと思います。やっぱり市がされるということは、その市は全国でも有名な入札制度の企画をされた市で、そういうことには熱心にやっておられる市でございますので、今後その市を研究していただくことと、それと内部で今言うた設計金額の基準、それについても一定いろいろな角度で調査、会議をしていただけないかなと、来年6月に向かってね。もうそろそろやっていかなければ、来年の2月は指名願のときでございますけども、そこら辺もある程度の方針を持っておれば、やっぱり地元の業者もより一層奮闘していただけるものやと思いますのでね、そこら辺もひとつお願いできないかなと思いますねけど、その点どうですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、議員お述べのとおりですね、我々も格付に当たっては意をはらんでおりますが、先ほど申されましたように、建設業法の施行令の一部改正が下請制限が3,000万から4,000万に引き上げられたということも、これも相乗効果も合わせて、本町では基本的に競争性を担保しなければ、いわゆる公共の調達というのはなかなか得ないというふうに思っておりますので、そこも含めてどのような格付でしていくのがいいのか、業者選定委員会と格付委員会もございますので、そこでしっかり議論をして町長に諮問もしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議 長

馬本君。

○12番

それはそれで結構ですけども、平群町は今おっしゃったように、最低制限価

格が制度化されておられますので、普通は7社を5社でやりましょうというふうにされておられるし、これは考え方によったら、いろんな考え方があると思いますけども、今までの実績を見ますと、最低限度にいった入札については全部とっていいほどくじ引きで選ばれて業者が落札されているというかな、そういう形をとっておられる今までの経過もごさいます。ここら辺でその5社が正しいのか、3社が正しいのか、2社が正しいのか、複数競争性を担保とするならば、いろんなことを考えられると。そこら辺もいろいろ調査研究もお願いしたいなというふうに思います。それで調査研究していただくということをおっしゃっていただいたので、これはこれで結構でございます。経堂課長、ひとつよろしくお願ひします。

議長、結構です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きな4点目の公共交通空白地域の解消についての御質問についてお答えをいたします。

1点目の平成29年2月までのコミバスの実績でございますが、西山間ルートでは9,412人、南ルートで9,001人、南北循環ルートで7,522人となっています。前年度累計比較では、西山間ルートで1,989人減、南ルートでは969人減、南北循環ルートでは687人増となっております。平成28年度末の予測値でございますが、西山間ルートでは1万400人、南ルートで約9,800人、南北循環ルートで8,200人、これはいわゆる南北循環南ルートを合わせて1万8,000人程度というふうに今現在予測をしております。前年度実績と比較しますと、西山間ルートでは2,000人減少しております。南ルートでは1,000人減少し、南北循環ルートでは700人増加というふうになってございます。

議員御指摘をいただいておりますように、中央循環ルートとして位置づけをしている南ルートと南北ルートの合計の予測値は、先ほど言いましたように1万8,000人ということで、これは公共交通対策特別委員会では1万8,200人はほぼクリアできるだろうということで報告もさせていただいておりますが、現実あと1カ月を切っておりますので、1万8,200人の到達は大変厳しいということは、素直に認めたいというふうに思っております。

その一つの要因として、特に通学支援に係る樫原の停留所での乗降者が前年度より33%減になります。これを月に直しますと月47人、これを1年ということになれば564人が減少するというので、南ルートでの減はこれが一

番響いているのかなというふうに分析しておりますが、先ほど申しましたように、1万8,200人の到達は大変厳しいということで、これは素直に認めたいというふうに思っています。

それから、2点目のコミバスの利用促進のために行ってきた無料乗車日につきましては、住民の方にコミバスを知っていただく、また利用していただくための取り組みとして毎年行っており、今年度は議員お述べのように、10月に5日間、2月に10日間を実施しました。無料乗車日の設定については、公共交通イベントや利用促進施策として地域公共交通会議の中の年間計画に示されております。平成28年度については、御指摘いただきましたとおり、例年よりも5日多く設定をさせていただきました。これはコミバスを利用したことがない方も含め、広く住民の方にコミバスを利用していただくということもございますし、公共交通の連携計画の中にもですね、無料の乗車日を設定することも盛り込まれておることとございます。公共交通により親しんでいただくために、今回は特にですね、5日間延長させていただいたということで御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、3点目の地方創生交付金の事業申請につきまして、都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成を理念に交流人口の増大による若者、ファミリー層の定住により、にぎわうまちづくりを目指しています。本町では、平成17年度からバスを試行運行し、現在までこども園の通園、小学校の通学、高齢者を初めとする住民の買い物、医療機関への通院利用など、住民に広く利用されております。公共交通空白地の解消に加えて、観光拠点や町中心部の公共施設、また大型施設等を結ぶことにより、新しい人々の流れを創出することを目的に行政の民間企業と連携し、町内外の平群町の魅力を効果的にPRしてまいりたいというふうに考えており、これらを継続していくことで地方創生を推進していく事業であると考えております。本町のハブ駅を平群駅周辺整備と国道バイパスの商業店舗のにぎわいなどを合わせた公共交通を構築することで、にぎわうまちづくりを推進するということも含め、若者、ファミリー層が定着しやすいまちづくりを構築してまいります。また、関連事業として平群駅周辺の活力とにぎわいのための公共交通の整備事業もあわせて、このような趣旨のもとで、地方創生推進交付金の事業申請を行いたいというふうに考えております。

続きまして、4点目でございます。熊本県長洲町の「きんぎょタクシー」について調査をさせていただきたいというふうに思います。

長洲町は、熊本県の西北部に位置し、有明海に面した温暖な気候の町であります。面積は19.44平方キロ、県では2番目に小さく、縦が4キロ、横が

5キロ、人口約1万6,000人、世帯数が6,972世帯、高齢化率が32.4%の町であります。また、町の端から端まで約20分もかからない町の狭さに加え、そのほとんどが平野部の町であるということでもあります。

長洲町の予約乗合タクシーの「きんぎょタクシー」の運行に至った経緯であります。町内の民間バス4路線のうち温泉や憩いの場がある町内施設を起点に運行する健康福祉センター環状線、それから地域の中核となっている隣市の病院に経由する長洲・荒尾環状線の利用者が年間3万人の利用があったということでもあります。この2路線も8,000人まで落ち込み、民間バスの運行欠損に対する補助金、年間1,800万ほど町のほうで支払っており、この2路線の運行がその中の1,500万を占めている状況であったということもあり、その町内循環バスを廃止し、デマンド型の公共交通を導入されたということでもあります。平成23年10月から予約制の乗合タクシーの運行を実施されておられます。利用者は登録制で町民の約2倍に当たる3,000人が現在登録されており、また運転免許証を自主返納した65歳以上の方には、料金が半年間無料になるサービスもされておられます。

その中の概要であります。利用者は長洲町内で事前登録すれば、町内外どなたでも利用できます。料金については町内の利用が200円、これはデマンドバスが町外の病院のほうへ行っているということでもありますので、その町外を利用する場合は400円ということになります。それから、予約受け付けの期限は朝8時台から前日、その他は30分前に、運行日は平日のみの運行、年末年始は運休するということです。運行時間は1日9便、これは朝8時台から午後4時台を運行すると。1時間に1本、予約があった場合のみ運行されるということでもあります。運行台数は10人乗りジャンボタクシーを現在3台で運行されているということでもあります。1便当たりの運行時間が1時間以内と設定しており、乗り合いなど運行時間が1時間を超えるということが予想される場合は、予約を基本的には受け付けしないというシステムをとっておられまして、このため乗り合い率を高くしようとするところのことだと思っておりますが、乗り合い率が高い1回当たり3.4人となっています。ちなみに乗り合い率は平群町は1.3人ということでもあります。

町の面積は比較的狭く、平坦な地形であり、道路も多いことから1時間以内で全て送迎が可能であるというような町であるということでもあります。それから、委託会社が町内にもあって、町内に持ち込みや購入費用、車両にかかる経費も含め、1日当たり約2万円でジャンボタクシーを借り入れられているということでもあります。

これがいろいろ私たちのほうも調べましたところですね、例えばジャンボタ

クシー1台を平群町が借り上げるとするならば、約4万8,000円程度必要になるということで、これはタクシー会社の見積もりでございますが、そういったこともあわせて御報告をさせていただきます。

また、予約の受け付けや決算書類等の整備については、長洲町が行っておられるということであります。利用者については、平成23年度の運行開始当初には年間5,600人の利用であったのが、平成28年度末の予測値は1万8,000人と見込んでおられます。

次に、運行にかかる経費についてでございますが、3台で1日の借上料が2万円、これで計算しますと業務委託料が約1,270万になります。システム費用で250万、オペレーターなどにかかる費用は町の臨時職員2名を配置し、約340万、合計で年間1,860万の経費がかかっております。

また、収入については、利用者収入が380万、国庫補助金で250万、県からの交付金が230万、長洲町の負担が1,000万程度ということでございます。

以上、簡単ではございますが、調査報告とさせていただきます。

○議長

馬本君。

○12番

まず1点目、現状は中央循環、南北循環ルート並びに南ルートのところですね、これについては非常に1万8,200人、最低需要基準達成は難しいような感じやということをおっしゃっていただいた。それはそれでよろしいねん。難しいから次はどうしようという御答弁を次はいただけますか。

それとね、皆ちょっとうなずいていたと思うけど、僕、今まで最低需要基準ばかりお話ししてましたけども、西山間は1万人なんですけども、目標基準というのがありまして、西山間の場合は26年度で1万5,200人なんです。それと、南北ルート並びに南ルートは何と3万5,400人が目標基準なんですよ。それから思ったら大変かけ離れた数字でございますので、これは23年度の町コミュニティバスの事業評価の方法ということでつくられたものなんですけども、大変なときでございます。1点目については1万8,200人、最低需要基準を切った場合、今後どういうふうにするという御答弁をひとつお願いしたい。

2番目につきましては、27年度は10日間の無料乗車の日やったのに、28年度については15日された。それがどのように今御答弁されたか、ちょっと書いていたら、「広く住民に知ってもらう」「よりコミバスに親しんでいただくために5日間多くとりました」、このコミバスは平成17年度から運行してい

るということは、もう12年たつんですよ。私にとったら、そのような答弁は失礼です。詭弁としかとれない。というのは、5日間をふやし、ましていつもなら7月と12月にされているはずを、28年度は2月にもってきはった。ということは、最低需要基準の1万8,200人を切るという想定のもとで10日間ということで、2月に設置されたというふうな想定しかありません。課長、それ、僕は詭弁のようにとってますね。「広く住民にバスを親しんでもらうために5日間ようけとりました」という御答弁はね。例年なら10日のやつを15日にしたと。それについては、私はそれは詭弁だと思っている。実質、本音としては、最低需要基準を達成するがゆえの苦肉の策で、2月は10日にされたん違いますかという想定をしておりますねけど、違うかったら違うと言うてくださいよ。これは想定ですから。

次に、3番目、僕の質問はどない言うてるか。質問の回答になっておりません。というのは、僕はこう言うてんねん。質問は、推進交付金の目的で僕は「コミバスとデマンドの併用運行事業こそ、先駆性を有する地方創生推進交付金事業申請に合致していると思いますが、どのような御見解をお持ちですか」と、こう聞いてんねん。その御答弁をされていなかったもので、再度よろしくお願ひしたい。

4番目について、長洲町をいろいろ勉強していただきまして、本当にありがとうございます。そこでお聞きします。何という課長とお会いしていただいて、いついっかそこへ行っていただいたか御答弁願えますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

まず再質問の1点目の南北循環で最低需要基準の1万8,200、目標基準でいいますと、議員お述べの3万5,400人というふうに連携計画ではなっております。これは再三、議員のほうからも幾度かにわたって一般質問もいただいております。これにつきましては、1万8,200人の最低需要基準を2年連続達成していないというのが、去年達成しても、ことは達成していないということで、それによりますと新たな連携計画の構築もあわせてしていくというふうに連携計画ではなっております。これにつきましては、本町といたしましてはコミバスの運行については当然、連携計画に沿った形でしていくということが必要であります。区画整理事業もバイパスの沿道も含めて、沿道沿いの町の様子が変わってきている。そのために、これは言いわけになるかも知れませんが、今回のダイヤ改正も、そのような町の様子に合わせてダイヤ改正やルート改正、あるいは量販店にバス停を設置して買い物も含

めて、にぎわいのある公共交通にしていきたいという、ひとつの我々の努力によって、何とか今現在やっているところがございます。連携計画でいえば、議員お述べのとおりですが、町としては公共交通にかかるコミュニティバスを続けていきたい。町の様子と合わせて改正をしながら、何とか平群町の公共交通に寄与していきたいなというふうに考えておりますので、これは回答になっているかどうかは別といたしましても、町の思いとしてはそういうことでご回答させていただきます。

それから、2番目の5日間も延長した理由ということでございます。

今回、特に5日間を延長させていただきました。一つには、広く住民に知っていただくということで、あわせて無料ということになれば乗車も多くなるということも、それは頭の中にはもちろんございます。あわせてですね、特に4月からルート、あるいは停留所をふやしていておりますので、4月3日からの新たなルートも含めて、できるだけバイパス沿いに集約できるように、その周知も含めて、特に宣伝はしておりませんが、親しんでいただくということで5日間延長させていただいたということです。これも議員が想定される回答になっているかどうかわかりませんが、そういう思いもあってですね、5日間延長させていただいたということで御理解いただきたいと思います。

それから、3番目の交付金の申請理由の中に、コミバスとデマンドを併用したまちづくりで申請してはどうかという意見であると思います。それにつきましては、基本的にデマンド型の乗合タクシーというのは、町長も前回の議員の一般質問でも答弁をされておりますように、今のところ、平群町としてはそこはちょっと困難ということで、デマンドと併用した公共交通の構築というところでは交付金の申請は今回見送っているということで御答弁させていただきます。

それから、4番目の長洲町で誰と会ったのかということで、熊本県長洲町は遠いわけでございますので、職員が旅費を使ってということで、そこは検討したんですが、なかなか遠いということで、本町のほうでコンサル業者がおりますので、全国ネットの業者でございます。熊本のほうにも支店があればということも含めてですね、業者のほうに依頼をして直接向こうの担当者と聞きに行ってもらった内容が答弁させてもらった内容であるということで、ご回答させていただきます。

以上です。

○議 長

馬本君。

○12番

1点目の話ですけど、あんまり長々言いませんけどもね、課長、これ、わかってますねん。2年連続最低基準に達していなかったら廃止または代替手法をするということ。そしたら、そこまでおっしゃるんやったらね、あなた、23年、24年、2年連続最低基準達成してなかったんですよ。25年、26年度、これも最低需要基準を達してないんですよ。それやのに、ようぬけぬけと今私にそれを答弁されますね。情けないわ、俺、正直なこと言うて。しんどかったんやろうと思うわ。そのときね、何でそのとおり2回も連続やったらね、あなたの物の言い方を聞いたらね、今回はまだ1回だけですやんかと。28年度はちょっと難しいやろうと。29年度はわかりまへんでというふうに見せたお話のように聞こえるねん。今回はよろしいけど、あと1年余裕がありますやん。そしたら、その前の23、24、25、26、どうやのこれ、基準どおりやってないやん、自分らが決めた連携計画どおりやってないやんということ、あえてもう指摘はしませんけど、これ以上ね。

せやから、きょうは目標数値も基準も言うたのは、一定ね、大変ですよということの一部言いたかったわけ、そういう認識は認識で知っておられると思うけどな。苦しい御答弁をされているなというふうには認識をするんやから、それ以上については、今度またルート変更並びにダイヤの変更とかいうことで、沿道沿いのかんぼとかイオンビッグさんですか、また路線をそっちに乗り入れるとかいろんなことをやっていただく、それはそれでよろしいやん。けれどもね、僕が言うてるのは、コミバスを廃止せいと一切言うてないよ、今は。ずっとこの間から言うてきてるのは、言うてない。それを一つ認識して、1点目はこれで結構です。

2点目については、要するに無料云々とかよう言うてはって、それによってふえますと。ふえないねや、データを調べはったらええと思うわ。26年度と27年度、これ各5日間ね。27、28年度、これを見たら800人ふえてる。今度やったら、その前の27と28と見たら、400人しかふえてないんちゃう。ということは、15日間無料の日をして400人、10日して800人、ということはその現象をどう思う。無料にしても成果はそんなに上がってこなかったということ立証してるわけやけど、それはそれとして認識していただきたいなど。やっぱりここへ私が質問を出している以上は、そこら辺までちゃんと把握していただきたいなど、今後はね。それはそれでよろしいです。それとね、それ以上この件については、2番目についても、御答弁を求めません。答弁があったら言うてくださいや、2番目についてね。

次、3番目、僕の質問については、コミバスとデマンドについて推進交付金の申請をされたらどうですかと、その見解はと言うたんやけど、今回はデマン

ドだけのもんをとらはってんから、それはそれで結構やけど、その答弁を最初にしてほしかったということでございます。

次、4点目、今、変わったことを言わはったな。コンサルに頼んだって、それはそんでよろしい。これ、無料でっか、有料でっか、どっちでっか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

4番目の長洲町への聞き取り調査ということで、旅費程度でございますが、4万から5万ぐらい公共交通会議でも支出しているというふうに伺っています。

○議 長

馬本君。

○12番

町じゃなしに地域公共交通会議のほうの200万の予算の中から支出したということをおっしゃってる、それはそれで。

そうならば、町長、ちょっとお聞きしますけどね、町長が御答弁いただいたんや。やっぱり現地へ行っているいろんな人の御意見、住民の意見も聞き、1泊2日でコンサルに依頼するって、そんなことじゃなしに真剣にデマンドタクシーのいろいろなことを調査研究と、町長が明言していただいたんやから、今年度とは言いません。29年度、これ担当課、ちょっと現地へ行ってみて調査研究していただく意思はありますか、どうですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

非常に遠いということもございまして、これはうちのほうから電話で長洲町の担当者に電話で聞き取りも含めての調査ということで、改めて御答弁させていただきたいんですが、電話で対応と、今はインターネットの時代ですので、そういうふうなことの対応でさせていただいております。本来は目で見てどういうふうにご利用されている方の意見も聞くというのが本心かというふうに思いますが、何分遠いということもございまして、今の時代のインターネットも活用し、向こうの現地の方と接しながら、今後調査をできればなというふうに思っております。

以上です。

○議 長

馬本君。

○ 1 2 番

インターネットを利用して調べ物をするのと、それは町長の姿勢でんな。町の姿勢ですわ、はっきりいうて。そしたら、議会議員が奈義町へこの間、行ったな、日帰りやったけど。何であれもインターネットで調べようと思ったら、このたびのことでも何ぼでも調べられる。けれども、現地へ行って担当課にいろいろな現地の話を聞いて初めていろんなことがわかるねん。デマンドなんて利用者に聞かなあかん。「町の宝物」という、これは官報に載ったから私は言うてんねんで。官報に載っててんで、これ。せやから、僕は十分財政が厳しいからそういうことをおっしゃって、ならばならんで結構ですよ。熱意があるのかわからないのか。私は何が言いたかったかって、町長が明言された以上、身をもって検証されるもんやと私は確信してました。電話とかコンサルに依頼、私は失望したよ、正直な話。35%以上超えた平群町の高齢化率、まちづくりはどないすんねんと。そんなね、私もそのぐらいはインターネットで調べています、あなたが御答弁いただいたぐらいは。それは全部とは言いませんよ。

そこでね、町長、ちょっと担当者がそこへ行って1泊2日でも結構です。日帰りはちょっと無理です。1泊2日でそこへ研修へ行ってもらおうというふうに、私は町長に申し出をしたいけど、町長の御答弁はどうですか。

○ 議 長

はい、町長。

○ 町 長

御指摘のように、本来は職員が出向きましてね、現地の職員の方、そしてまた利用者の方の意見を聞き、タクシーの状況、町の状況を直接目で見、肌で感じるような調査が必要であったかなとは思いますが。しかし、費用の問題もございまして、結果といたしまして、現在、委託しております公共交通のコンサルに任せたとということで、足らずにつきましては、電話で補強の取材をしたということでございますので、今回の調査については議員の御期待には応えられませんでしたけど、一定の調査の成果は上げられたというふうに思っております。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

また今後、職員を一遍、現地へ行かすという気持ちはないということによってよろしいですか。

○ 議 長

はい、町長。

○ 町 長

この成果をよく検証いたしまして、再びここへ行って検証する必要があると判断されるならば、そういうことも選択肢にございますけども、今の現在の状況でございますと、非常にそれは難しいかなというふうに思っております。

○議長

馬本君。

○12番

わかりました。町長がそうおっしゃるんやったら、それで結構なんですよ。私は実費で行ってきます、ここで明言していきますわ。これ、インターネットで映ってんねや、町長、私は実費で行ってきます。飛行機なんか乗ったらすぐや。町長の言葉ね、重みというのはそんなもんかなと思って、私は残念に思っ
てんねん。12月議会で町長自身が調査研究するとおっしゃったんやから、ましてや職員が行って現地で調査したというふうに私は認識してたんや。そうならば、この間、公共交通会議特別委員会があったな、何でそのときには報告も
せんかったん。それはそんでええわ、構わへんわ、もう済んだことやから。先月の8日かな、たしかそんなんあったな。それはそれでよろしい、町長、私が行ってきます。

ということはね、この話は6月もまたしますよ。これは私個人のね、はっきり言います、政治家の人間という意地でやってん違います。「馬本さん、デマンドタクシーどうなってますの」と住民はおっしゃいますよ、私に。えらいすみません、もうちょっと待ってください、コミバスとデマンドと私は併用して、お年寄りの高低差のあるところを解消するためにもとか言うていろいろ話をしています。しばしお待ちくださいと言うてお話をしています。けれども、私は12月に町長みずから御答弁いただいたので、非常に感謝をしていました。けれども、インターネットを使うて調べたとか、そんなもんで町長、本当の政策というのは現地へ行かな、絶対政策はわからへんと私は認識しますので、一議員として私は6月までに視察へ行ってきます。自分の実費を使うて行きます。これはとやかく言われる筋合いはない。そのかわり、住民のために公共交通のデマンド併用のバス並びにデマンドタクシーが運行するまで、この質問は定例議会ごとに私が議員である以上、質問を続けますというファイトが湧きましたので、それだけは明言しておきます。

以上です。これで一般質問を終わります。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。2時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 （午後 2 時 3 2 分）

再 開 （午後 2 時 4 5 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議 長

発言番号 5 番、議席番号 6 番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○ 6 番

それでは、私のほうから大きく 2 点について質問させていただきます。

1 点目は、就学援助の入学準備金拡充と入学前の支給をということでございます。

国の 17 年度予算案で、要保護世帯の就学援助費の新入学児童・生徒への入学準備金国庫補助単価が 2 倍、小学校で 2 万 4 7 0 円から 4 万 6 0 0 円に、中学校では 2 万 3, 5 5 0 円から 4 万 7, 4 0 0 円に引き上げられました。これは新入学時のランドセルや、あるいは制服などにかかる費用と、それまでの就学援助費の入学準備金が大きく乖離していることから、その引き上げが求められていた問題です。これに伴い、要保護世帯に準ずる経済的に困難な世帯である準要保護の世帯に対しても、同様の対応が必要かと思えます。

奈良県でも、この単価の引き上げを県下の自治体がどのように対応をされるのかということで調査されました。そういう中で、現在、国単価への約 2 倍への引き上げを決定されたのは、奈良市、橿原市、山添村、三郷町、斑鳩町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、高取町、川上村、東吉野村の 12 市町村でございます。それ以外にも、上北山村と黒滝村でも国の基準まではいきませんが、それに近いところまで引き上げるということを決めたというふうな状況がございます。

そういう中で、平群町はこの県の資料によりますと検討中ということになっておるんですけれども、ぜひとも平群町でもせつかく国の単価が上がったわけですから、やはり今の単価では、私もそう思いますが、入学準備をするには余りにも乖離している状況がありますので、ぜひ国の単価の引き上げに合わせて平群町でも引き上げをされるべきだというふうに思いますが、行政としてどのようにお考えか、お聞きをしたいと思います。

もう 1 点は、昨年 12 月議会でも質問いたしました。入学準備金の支給時期を入学前支給に改善を求める問題です。

子どもの貧困対策が求められている中、全国的にも入学前支給も広がっています。少し古いですが、2月8日付の朝日新聞では全国で約80の市区町村が入学前支給に踏み切るということが報道されていました。広域7町の中でも上牧町、河合町、王寺町がこの3月支給を開始しています。そして、三郷町は来年から3月支給にすると。奈良市も新中学1年生については3月支給をします。そして、新小学1年生については29年度のみ4月支給で、30年度からは中学校と同じく前年度の3月支給に改善するという事をお聞きしています。そういう意味では、私は入学準備金、やっぱり平群でも必要な時期にきちっと必要な人たちに届けられる、これが基本だと思いますし、この制度の趣旨からいっても、やはり準備金ですから準備の時期に渡すというのが基本ですので、そのような対応ができるよう平群町としても改善を求めたいと思います。

大きく2点目の問題です。

これまで毎議会のように取り上げてまいった問題ですが、6歳までに私は眼科医による検診によって目の異常の早期発見、早期治療を開始しないと生涯にわたる両眼視機能（両方で見ると目の機能）の獲得は大変困難になることから、眼科医による4・5歳児での検診を求めてまいりました。町長は、12月議会でも「有効性は認識しているが、まずは啓発を優先していきたい」、また私がこれぐらいの費用でできるのではないかと質問しましたら、30万円と言ったんですが、それに対しても「30万円程度では検診はとてできないと思っている」と、このような答弁をされています。しかし、実際に27年度決算の眼科医校医報酬を見ますと、平群小学校で10万2,130円、平群北小学校で8万5,372円、平群南小で6万2,146円、合計24万9,648円でございます。これが27年度眼科医の先生に支払ったお金だということですね。これは1年生と4年生全員、それからその他の学年で検査の必要があるという子どもたちも含めての金額がこれだけなので、1年生と4年生はほぼ同じ人数とざっくり計算すると約半分、費用的には12万5,000円という形になります。そういう意味では、12万5,000円で子どもたちの将来、しっかりと両眼視機能がちゃんと獲得できるための検診というのは、私は必要だと思いますので、4歳ないし5歳児のところで行っていただきたい。これも12月議会でも言いましたが、平群町は子育て支援ナンバーワン宣言を行っているわけですから、それに見合う対応を求めたいというふうに思います。

そこでまず、こども園の4歳ないし5歳児を対象に、眼科医による検診をスタートさせてはどうかということをお求めたいと思います。それとあわせて、3歳半の健診、ここでは保護者に視力をはかってもらって、家でやってきてもらって健診を受けるという形になっております。私はそうではなくて、全ての子

どもたちに3歳児半の健診のとき保健師あるいは看護師による検査をしていただきたいと。家でやるというのは、親御さんはそういう医療的なものにも、まあいうたら素人でありますし、また子どもが親の顔色を見てなかなかうまくできないというのもあります。そういうことでいえば、家では練習をするという形で、そして3歳半の健診時にきちっと保健師ないし看護師など医療的に知識のある方たちによって、目の検査をしていただきたいと思います。そういう意味では、3歳半健診でのそういう体制の改善を図っていただきたいと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

以上、大きく2点にわたって質問させていただきました。明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、1項目めの就学援助の入学準備金拡充と入学前の支給に関する御質問にお答えします。

就学援助の支給額や支給時期につきましては、各市町村が統一されたものではなく、市町村の状況に合わせて実施されております。平成29年度に入学準備金を拡充することを検討している県内の市町村につきましては、地教委のほうでは現在11市町村というふうに、先ほど議員のほうからは12市町村というふうにおっしゃられましたけども、私どものほうで確認しているのは11市町村と。入学前支給を従来の6月より前倒しで支給することを検討している市町村は、県下では9市町村があるというふうに聞き及んでおります。

教育委員会としましては、保護者に対して児童・生徒が入学する前に新入学児童生徒学用品費の支給をすることができる機会を設けることができるということにつきましては、保護者負担の軽減になると同時に、就学援助の目的である義務教育の円滑な実施について充実化されるものというふうに考えております。ただ、入学前に支給することに対しましては、28年12月議会での答弁でも申し上げましたとおり、直近での家庭の経済状況を基準とする前年所得で審査を行うのではなく、前々年の所得で審査を行うことにつきましては、保護者の生活実態に沿わない審査結果になることも予想されます。また、入学準備金を要保護世帯基準に拡充することにつきましては、町単独の部分になってきますので、町の財政負担が増加するということになりますので、実施につきましては、財政担当課とも十分な協議を行った上、奈良県下の状況も十分調査しながら、引き続き検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議 長

植田君。

○6 番

私が12と申し上げたのは、奈良市が今開かれている議会中にそういう答弁をされたということで、県が調査された段階ではまだ検討中だったということで、それで課長が言われた11から、私が言ったのは12、一つふえたのはそういうことだというふうに思うんですね。

前年度の3月に支給をするというのが、今最初に言いましたように、4市町でございます。それと4月、5月に支給をするという平群よりかは、かなり二、三カ月早いとは思いますが、そこを入れて9だと思うんですね。それが田原本、黒滝、天川、上北山、東吉野村かな、ここが4月、5月ということで、平群町よりかは、かなり早く支給されるということなんですね。課長のほうからも検討していきたい。所得を見るのに直近の所得を見たいということなんですけれども、奈良市が今回、額もそれから計画の支給時期についても、どういう形で決めたのかというのをちょっとお聞きしましたら、基本的には支給時期については、入学準備金に限っては入学準備ということだから、この制度の趣旨からのとったたら、それについては前々年度の所得を見て行くと。その他の部分については、直近の所得なんですけれども、そういう意味では入学準備金に限って、前々年度の所得を見て行くとということで対処するということがあったんですね。だから、平群もそういう考え方に立っていただくことも可能だというふうに思うんです。この制度自身の本来の趣旨、それから必要性、入学前に準備をするための費用ですから、それをどう支給していくのかということでは、その部分に限ってでも前々年度の所得で見ていくということが、この制度を少なくとも、意味ある制度として使えるのではないかなというふうに思います。

単価の引き上げについてはね、これもお金が確かに要ることです。ただ、これまで平群町は、要保護と同じように準要保護についても対応をしてこられました。このことは私は非常に評価をしたいと思うんです。そういう中で、県下でいけば39市町村あるんですけども、制度自体をやっていないところも1村ありますので、今回、単価の引き上げを国並みにするというところは、全体の36.8%が国の基準に引き上げるということを決めているんですね。これは小学校です。中学校の場合は、また中学校自体の制度を持っていないという問題もありますので、中学校でも27.8、国基準までいかななくても、それに近い引き上げをしているところを含めれば33%が今回の子どもの貧困対策の一つとして、この就学援助の入学準備金についての引き上げを行うということを決めておられるわけです。

そういう中で、平群町の場合、引き上げた場合どれぐらいのお金が要るのかということをやっと試算してみましたら、これは29年度の準要保護の申込者の見込み数というのを出示していただきました。そういう中でいけば、小学校で1年生に今年度上がられる方で準要保護として見込まれる人数が17人、ここに引き上げの分の単価を掛けますと34万2,000円ほどです。中学校1年生、ここも今年度は同じく17名がその対象であるという見込みをされていて、これで40万5,000円ほどです。両方足せば74万7,000円、75万弱ですね。このお金でいわば安心して小中学校に入学できる準備ができるという状況があるわけなんですね。これはぜひ平群町としてもやっていただきたいというふうに思います。

最初にも申しましたように、ネットの中で開けたらぱっと出てきますわ、子育て支援ナンバーワン宣言と。やってるんですと言うんやったら、やってるんですに見合うような各種の施策も必要ですし、これはまさに子どもの貧困が大きな社会問題になっていることですから、その点からもぜひこれは進めて拡充をしていただきたいというふうに思います。今、平群町でもこの貧困対策をどうしていくのかということで、平群町子ども未来応援計画というのが、この4月からスタートします。今策定を、私もその委員の1人なんですけれども、これが5年間でスタートするわけですね。ここにもやっぱり子どもの貧困問題をどう解決していくのかということでの具体的な施策というのがちょっと見れていないんですけれども、こういうことも町として進めていくわけですから、ぜひここは拡充をする、あるいは3月支給ができるように、先ほど言いましたように、入学準備金だけでも前々年度の所得で対応するというふうに改善を求めたいと思うんですが、それについて再度、御答弁いただけますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

改めて答弁をということですが、今、議員がるるおっしゃられたとおりだというふうに思います。奈良市の例も含めてありました。当然、教育委員会としましても、社会的背景とか、それから子どもの学習権の保障という意味におきましては、日本国憲法や教育基本法、学校教育法等々でしっかりうたわれています。また、平成25年には今もおっしゃいましたように、子どもの貧困対策の推進に関する法律ができて、これを社会問題としてきちっと国全体で取り組んでいくというふうになっています。

また、これも先ほどおっしゃられましたけども、今現在、福祉課が中心になって平群町子どもの未来応援計画の策定に向けて協議されています。この中で

も、やはり子どもの貧困の実態を踏まえて対策を推進していくというふうな流れになっております。そういったことを考えていますと、先ほどのお話にもありましたけども、入学支度金につきましては、制度の趣旨もそうですし、そういった本制度の趣旨と格差社会の広がりをもたらす貧困児童の問題が顕著化する日本社会の現状を見て、今後判断するということになってきますと、おのずと議員おっしゃるようなことが方向性としてあるというふうに思います。ただ、今すぐに断言できないということで、そういう方向性を持っていくというふうに思っておりますので、改めまして先ほど申し上げましたように、県下の状況も十分調査した上で、引き続き検討させていただきたいというふうに思います。

○議長

植田君。

○6番

引き続き検討ということですが、どれぐらいをめぐりに考えておられるのか一つ、それと町長にもこの点について、町長としてどのようなお考えを持っておられるのかということです。

最初にも紹介しましたが、少なくとも近隣の町村の中では、三郷町は3月支給もするし単価も引き上げると、両方やるというふうなことがいただいた資料の中ではわかるんですが、少なくともどちらかをちゃんとやるということは明言されているような状況があるんですね、今の段階で。町長としては、この問題をどのように捉えておられるのか、ある意味、町長の政策的判断も、お金の要る部分もあるんですけれども、町長が言われているような子育て支援ナンバーワン宣言をされているのであれば、当然そういう対策というのは、貧困の今回の計画も今策定中ですが、あわせて必要だと思うんですが、町長のお考えも聞いておきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

時期的にはいつをめぐりにというふうなお話がありましたけども、これにつきましては、先ほども申し上げたことの繰り返しになりますけども、未来応援計画ができ上がってくると思います。それに基づいて考えていくというふうになりますので、いつとは断言できませんけども、早い段階で結論を出していきたいというふうに思います。

それから、内容につきましては、これもおっしゃっておられましたが、三郷町の例を出しておられましたが、私も三郷町の方法というか、あの考え方が参考になるのではないかなというふうには思っています。

○議 長

はい、町長。

○町 長

平群町におきましても、子育て支援が非常に重要な課題かなということ、さまざまな子育て支援策を実施しているところがございます。子育て支援ナンバーワン宣言もさせていただいておりますが、各施策全てにわたって平群町がナンバーワンになるということは町政全般を見渡す中で、やはり継続と持続可能な町民サービスを今後維持していくということが、少子・高齢化の中で非常に難しい状況になってきております。したがって、子育て支援ナンバーワン宣言をしたからといって、全ての項目にわたってナンバーワンを維持しなければならないということでもないのかなと。平群町の子育て支援は、ただ単にそういった援助資金を支給することだけが子育て支援ナンバーワンであるとは言いきれない部分もあろうかと思っております。出産前後の母子の心のケアとか、さまざまな問題もあるわけがございます。児童虐待の支援体制とか、さまざまな部門でハード相当の支援策を平群町は行っているわけがございます。そういうこともございますので、ここの入学準備金の拡充の問題につきましては、御答弁申し上げておりますように、近隣の状況もよく把握しながらですね、研究をしてみたいと思っておりますので、そのような答弁でよろしく願い申し上げます。

○議 長

植田君。

○6 番

私は子育てにはある程度お金がかかると。子育て支援をしようと思えば、お金はかかってくるというのは当然だと思います。その額はどうか、どこまでできるのかというのはあるとは思いますが、やっぱり子育て支援をしようと思えば、一定のお金はかかるんだということは言っておきたいと思っております。

それでね、近隣の状況と言いましたけど、先ほど言いましたように、県下で36%が入学準備金の単価を引き上げるといふに言っているわけですから、当然これ平群町もやっていくということが私は少なくとも、子育て支援ナンバーワン宣言をした町が最低限やることではないかなといふには思っています。

それと、できるだけ早い時期に課長のほうから近隣の状況も調べながら、早い段階で決めていきたい、どうするかというの出していきたいということなんですけれども、準備金も含めて大体7月から8月ぐらいに出してきたわけだし

よう、1学期分は。この支給をする前までに単価の引き上げなんかはどうするかということは決めていかれるというふうに解釈してよろしいですか。それと、支給時期についても、私はできるだけ7月、8月、少しでも前倒しをして支給をすべきだというふうに思っているんですけども、そこら辺のお考えは再度お聞きしておきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

支給時期につきましては、前年所得の所得調べをしてということをやっています。少しでも1カ月でも2カ月でも事務的に可能な範囲で、前倒しで支給できるように、それはやる努力はしていきたいというふうに思っています。ただ、今年度からというのは、もう3月ですので、来年度に向けては前向きに考えて、財政部局とも検討していきたいと思っています。特に支給額の拡大につきましては、至急に当局とも相談して、29年度の補正が適当なのかどうかにつきましては、何遍も繰り返しで申しわけありませんけども、協議してまいりたいというふうに思っていますので検討させてください。

○議長

植田君。

○6番

拡充については、補正も含めて検討していきたいということで、それはそれで、ぜひその方向で行政側もですね、きっちりこの部分については子育て支援ということの立場でも大きいですので、ぜひこれはお願いしておきたいと思えます。

それと、ごめんなさい、入学準備金の所得の見方、いつの時期で所得を見るのかということについては、私が先ほど提案させてもらったように、これだけでも前々年度の所得で見ると。準備金という制度の支給項目の意味合いからすればですね、間に合うようにそれだけでも前々年度で見るとということについての検討も、当然一緒にしていただけるんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ちょっと質問の趣旨の理解が不十分かもわからないですけども、時期につきましては、先ほども申し上げましたように、これから入学していくのにお金が必要ということなので、制度趣旨からすれば、当然入学前ということとは十分考えられますので、それも協議検討の中で視野に入れますけども、そこらも含

めて検討させていただきたいというふうに思います。これにつきましては、特に財政面で負担がふえるというふうなことでございませぬので。

○議 長

植田君。

○6 番

今、課長のほうから支給時期の問題については、それも含めて検討したいということです、ぜひその制度が本当に生かされる、喜ばれる制度として運用できるように改善を求めたいというふうに思います。できるだけ早く決定もしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。この件については以上で結構です。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

すみません、それでは2項目めの子どもの目の健康を守る体制を、こども園からでも進めてはというふうな趣旨の内容だったと思います。御質問にお答えさせていただきます。

本検診の目的と意義につきましては、伝染性の眼科疾患、その他の眼科疾患、まつ毛、結膜、角膜、斜視、視力の異常の有無を検査して、早期に異常の発見をし、未然に疾患を予防することにあるというふうに思います。この御提案の趣旨につきましては、理解しているところです。

ただ、こども園で実施するということになると、何点かの課題もありますので、これらのクリアが必要というふうに考えています。具体的には、予算の問題、それから検診当日、お休みの園児に対する対応、さらに園児以外の子どもも対象となりますと同日に行うのでありましたら、園児ではないため保護者の同伴が必要になってくるとか、在園児との混乱が起こる、また園の介護職につきましては、在園児を優先に考えますので、保育中でのケア等で不在になったりとかいうふうな可能性もあり、拘束の保障ができないというふうなこと。さらには、検診する部屋の確保問題、検査後の管理の問題等々、こういった課題をクリアしなければならないと思っております。

現在、平群町のはさなと、ゆめさとの両園には、専従の保健師並びに看護師を常駐させ、子どもの健康管理に努めており、視力障害の管理につきましても、4・5歳児を対象に視力、斜視の測定や、その他の異常につきましても、専門の看護職を中心に日常的に監視しており、異常を発見したら園児の健康手帳に記載し、保護者への連絡並びに医療機関への対応の相談等々を行っております。こうした対応を徹底することで、園児の健康管理に引き続き留意してまいりたい

いと考えるので、御理解をお願いします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

植田議員、2点目の子どもの眼科検診の充実をについての3歳6カ月健診についての御回答をさせていただきます。

3歳6カ月健診につきましては、奈良県医療政策部より出されている乳幼児健康診査マニュアルに沿って、年3回実施しています。そのマニュアルには、視力検査を保護者が行い、0.5の視標が2.5メートル離れた地点から両目、右目、左目のいずれかが一つでも目視できない、または検査ができない場合には、当日の健診時に視力検査を実施することになっております。家庭での検査に対して検査不能の子どもや子どもの目に対して保護者に不安があるときは、健診時に保健師による検査を実施しております。そのマニュアルにも、「検査だけではわからないことも多いため、子どもの普段の様子を見ることも重要」とあります。

近年、携帯やスマートフォンのアプリを使って動画やゲームを小さな子どもの時期から頻回に使わせている家庭があり、スマホ近視やスマホ育児などと言われ、社会問題化してきています。繰り返しの答弁になりますが、やはり保護者が子どもの目についての関心を高めることが最も重要だと考えております。今後も保護者の皆様に関心を高めていただけるよう、あらゆる機会を通して啓発に努めてまいりたいと考えております。

なお、3歳6カ月健診時に全ての子どもに対して保健師が目の検査を実施するには、1回に平均40人程度の受診があることから、時間的な制限もあり、困難であると考えています。

以上でございます。

○議長

植田君。

○6番

こども園での実施については、そこに園児でない人たちも来ると想定してというふうな形での課長からの答弁だったかなと思うんですけど、それがええのかどうかはわかりませんが、私はまずはこども園からスタートしてほしいと。町内に2こども園、それから北幼稚園でほぼ平群の3歳児以上の子どもたちが通っているので、4歳児はほとんどその三つの園で通っているような状況になるとは思うんです。たまには町外の王寺とかのほうの幼稚園や保育園とかいうところもあると思うんですけども、ほぼそこでクリアできると思うんで

す。そういう意味では、そういうところでまず眼科医の検診をしてほしいと。

確かに、理事がおっしゃったように、今、年2回、それぞれの園に常駐しておられます看護師さんや保健師さんが視力検査をしていただいているのはお聞きしています。ただ、視力検査だけではわからないという問題があるので、眼科医の先生であったり、視能訓練士の方のお話を聞くと、ゼロではないんやけど、視力検査だけではやっぱりわかり得ない目の異常というのがあるから、だからこそ検診が必要なんだと。それが6歳までに発見できなければ、将来にわたって必要な両目での視機能が獲得できないということにつながっていくんだということなんですね。

そういう意味では、それを平群町の中では、秋にやってるんやったら、4歳にこども園の秋の視力検査のときに眼科検診を組み込むとか、あるいはこれは北幼稚園にも話をしなあかんのかもしれへんけども、やってもらおうとかいうことで、とにかく6歳までにはほとんど子どもたちの目のあれは、子どもよっての発達の多少の違いがあると思いますが、一定4歳の秋ぐらいであれば、そういうことも含めてきちっとできると。できるときに眼科医の先生による検診を組み込んでほしいというふうに思います。そういう意味では、検討してほしいなと思うんですけども、さまざまなクリアせなあかん部分があるというのは、課長のほうからもありましたけども、そこをクリアしてもらって、そういう検診体制ができるようお願いしたいというふうに思います。

もう一つ、健康保険課のほうに聞きました3歳半健診の保健師による視力検査ということです。1回40人ぐらい来るのでかなり大変なんだということですけども、保健師さんの人数をふやすとか、あるいは3歳半健診をやっているのは年3回とおっしゃったかな。それをもう1回ふやしてもらおうとか、そういうことでの体制もとっていただけないかなというふうに思います。やはり保健師あるいは看護師という医療的な知識を持った方たちにきちっと視力検査をしてもらおうということは、私は非常に大事かなというふうに思っているんですね。マニュアルでは家でもええと書いてるんやけど、なかなかそういう知識のないお母さんたちがやるというのについては、私は正確性を欠くとまでは言いませんが、やはりそういう保健師などの知識を持った方にちゃんとやってもらおうことが、より正確な視力検査も含めて、あるいは異常も含めてわかりやすいので、そこはちょっと努力していただきたいなというふうに思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

確かに、平群町の場合、年3回ということでございます。これにつきましても、私どもの都合で申しわけございませんけども、やっぱりお医者さんの確保というのが一番のネックになってございます。乳児健診やとか1歳半健診やとか、それから3歳半健診とか、町内のお医者さんにかなりお世話をさせていただいております。そのかげんがありまして3回と、僕も少ないと思うんですけども、そういうところになってきているのが現状でございます。

平群町には小児科のお医者さんは1件でございます。それで、生駒地区医師会のほうにお願いしてですね、生駒市からも先生に来てもらっているという経過がございます。その点で、たとえ1回でも回数をふやしていくということは、今後の検討課題とさせていただきますので、御了解いただきたいと思っております。

○議 長

植田君。

○6 番

回数は先生との関係もあって、なかなか難しいので、検討課題ということなんですけども、町内で医師が確保できない場合は、生駒地区医師会のほうに依頼をかけて、そこから先生を派遣してもらおうと。それでもなかなかオーケーをもらえない場合もあるのかもしれませんが、そういう努力はしていただきたいなど。看護師、保健師についても、何かの検診のときには平群町としても臨時の募集で来てもらっている看護師さん、あるいは保健師さんもいらっしゃるわけですから、そういう方たちも活用してですね、ちょっと人数をふやしてもらって、そういう方たちによる視力検査というのも私は必要ではないかと。そのときに、もしできるのであればお願いしたいのは、視能訓練士や、あるいは眼科医の先生方にどういう検診をするのが一番効率的なのかも含めてですね、そういう研修も一定してもらおうようなことがあれば、より精度の高いものになっていくのではないかなというふうに思います。

これは子どもの将来にとって、目の健康というのは一生つきまとう問題ですので、それを平群町でどう確保していくのかということでは、これはぜひ今後とも努力をしていただきたいし、私も引き続きいろんな形で提案をさせていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

ここで説明員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号6番、議席番号2番、城内君の質問を許可いたします。

城内君。

○ 2 番

お疲れさまです。私もまだ勉強中ですので、あんまり詳しい突っ込みができませんので、時間はかからんと思います。ご辛抱頑張ってください。議長の許可に従い、質問をさせていただきます。議席番号 2 番、城内敏之です。

介護保険のその後についてお聞きしたいと思っております。

9 月議会においての一般質問のときに、介護保険について質問させていただきました。介護保険がことし 4 月から平群町総合事業が導入されることになり、いろいろ取り沙汰されているからであります。まことに申しわけありませんが、同じような質問をしてしまうかもしれませんが、町の皆様から聞かれて、私も疑問に思ったことや、もっともと思えたことの御意見をお伝えしたいと思い、ここに立たせていただいております。

前回、要支援 1 と 2 の方が介護保険から外されるということについてお聞きしました。これに対して、平群町では 4 月より介護保険給付から地域支援事業に移行される、それは現行のサービスがなくなるということではなく、新たな緩和した訪問通所サービスが追加される、緩和したサービス従事者は資格を必要としないが、平群町が指定した研修の修了者に限る。ボランティアは考えていないとの御返事をいただきました。この緩和された事業をいろいろ聞いてみると、家の掃除とか棚をかけるような日曜大工のような仕事とか、電気の球を変えるとか、ごく簡単な事業らしいですけども、この緩和された基準で行う事業者があるか検討中とのことでしたが、結果はいかがでしたでしょうか。手を挙げてくれる業者がない場合どうするおつもりですか。これは非常に心配でありました。

また、要介護 2 までの軽度者に対する福祉用具対応、特定福祉用具販売、住宅改修については、国の社会保障審議会において検討中とのことでしたが、実施の時期が迫っていますが、何らかの結論が出ているのでしょうか。

三つ目、介護サービスの現場の人に聞いて回りましたが、異口同音、報酬が少な過ぎるとのことでした。昨年 10 月 2 日の毎日新聞ですが、「報酬削減、最低賃金に」それから「軽度介護細る担い手」という記事がありました。記事は本文の中で、「国は財政難をにらみ、来春までに全市町村で実施する新サービス、介護予防・日常生活支援総合事業で市町村が従来より安い報酬を設定して行うよう義務づけた」「有資格者だけでなく数日間の研修を受けた無資格のヘルパーを従事させる。料理や掃除は住民でもできるという理屈からだ」と書いてあります、これは厚生省の役員が言うたそうですけども。また、毎日新聞の調査では、報酬は平均 2 割減となり、訪問介護では従来規模の半分、デイサービス

では3割の事務所しか参入していないと記事にありました。平群町の長寿会でも県老連の指導のもと、二、三の地区で約3年ぐらい前ですかね、会員同士の相互支援のテストケースが行われました。大変な苦勞でしたという報告を聞いております。これなども資金難を予測した国側の準備手段であったかと思われまます。以前から介護従事者の低報酬が問題視されている中、まさに逆行する状況です。国の指導もありながら、現場の事情も周知された担当者の皆さんには、大変苛酷な立場に置かれていると思いますが、町としてのお考えと現状をお聞かせください。

以上です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

介護保険について、3点、御質問いただきました。順次、回答させていただきます。

1点目、介護予防・日常生活支援総合事業における緩和した基準によるサービス提供事業者につきましては、平成29年2月末時点で1カ所の事業所から指定申請書の提出がありました。現在、指定に係る審査手続中です。また、実施に向けて検討している事業所が1件という状況でございます。

2点目、軽度者に対する福祉用具貸与等見直しについて、国の動向につきましては、平成29年2月27日付、厚生労働省資料によると、国の社会保障審議会において、福祉用具につきましては将来的に給付の対象について議論すべきなどの意見や、現行制度の維持を求める意見等が出ています。住宅改修につきましては、施工業者によって内容や価格にばらつきがあることから、保険者が適切に把握できるようにすべきである、利用者負担を所得や資産に応じてふやすように求める意見などから、今後も必要な見直しを進めていくとされており、現時点においては、制度の改正には至っていないところであります。

3点目、総合事業の介護報酬引き下げにつきましては、平群町では広域7町統一単価とし、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、介護報酬を削減せずに、現行と同額の報酬に設定しております。指定基準を緩和したサービスにつきましては、現行相当サービスより低い報酬を設定しております。今後も町内の介護事業所とも十分に連携を図りながら、介護サービスの充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長

城内君。

○ 2 番

1カ所でも申請先があったということは何か救われる思いですけども、それも基準が通るか通らないかもあるんだと思います。よく人に聞かれたのは、町がなかったらどないすんねん、手を挙げてくれる人がなかったらどうするねんということで、いろいろ話をされたんですが、その中で社協が助けてくれるやろうというような御意見もありまして、それで社協が何もかも全部やるのは大変だろうと思うんですけども、その辺のことはどうなんでしょうか。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

まずですね、今現在、要支援1・2の方が御利用されているサービスがなくなるわけではございません。継続されておりますので、まずその心配はないのかなと。それと緩和した基準ですね、今審査中の事業所が1件ということでございます。また、新たに検討中の事業所も1件ということでございます。

社協も含めましてですけども、平群町内の事業所に全て説明もし、聞き取りもしているところです。社協につきましても、今後も協力を求めていきたいと、このように考えております。

○ 議 長

城内君。

○ 2 番

なかなか国との間に入って大変だろうと思いますが、よろしく申し上げます。以上で結構です。終わります。

○ 議 長

それでは、城内君の一般質問をこれで終わります。

あと4名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、あす改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○ 議 長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。あすは午前1時30分から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 3 時 4 1 分)